

就職活動ハンドブック

1. 福祉職場の就職活動の仕方

1. 福祉職場の就職活動7つのステップ

プロローグ 福祉職場の就職活動

一般企業への就職活動では、はじめに希望する業界や企業を研究し、その特徴を把握することから始めることが一般的ですが、福祉職場の就職活動についても、一般企業への就職活動と基本的には同じです。

福祉の職場の特性と業務内容を良く理解し、どうして福祉の職場に就職したいのか、自分の気持ちを整理・確認した上で就職活動を始めなければなりません。

福祉職場の中でも様々な分野や職種がありますので、事前に研究し、理解した上で志望しているのと、「何となく福祉の仕事につきたい」といった漠然とした気持ちによる応募では、最終的に面接を受ける際の言葉の厚みが大きく違ってくるものです。

福祉の職場の特性をよく理解すること、また、それぞれの段階に必要な情報をどう収集するかが、福祉職場の就職活動の「鍵」となるといえるでしょう。

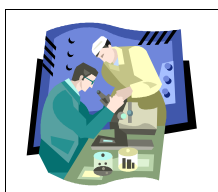
1. イメージしている仕事の内容を具体化させる

自分が働いてみたい仕事が、どのような方々を対象にしているか、また、どのような援助や役割を果たす仕事なのかを具体的にイメージしてみましょう。

一言で「福祉の仕事」といっても、高齢者、障害者、児童などの対象とする人により仕事の内容は異なります。

また、ひとつの福祉施設でも、介護職員や指導員、事務職などの職種が互いに協力しあいながら仕事をすすめています。

さて、あなたが働いてみたい仕事はどんなイメージでしょうか？



2. 施設の種類や職種について調べる

自分のしたい仕事のイメージが固まったら、それはどの種類の施設や事務所で、どの職種によって行われているのかを確認してください。

福祉施設だけでも種類は多岐にわたります。「障害者」の施設でも利用者の障害の程度や援助の目的が違えば様子は大きく異なります。

「指導員」と呼ばれる職種でも、連絡・調整や相談援助が中心である場合や、作業指導や生活指導を行うことが主な業務である場合があります。施設の種類によって、その職務内容には違いがあります。

また、設置されている施設の数が少ない分野や職種もあります。このような分野は就職の門戸も比較的狭くなる傾向がありますので、それらの状況もよく把握しておきましょう。

3. 求人施設を研究する

同じ種類の施設やサービスでも個々の事業所ごとに必ず特徴を持った運営をすすめているものです。

実際に自分が勤めた時を想定し、より具体的な情報収集を心がけてください。

最近ではホームページを開設している施設や法人も増えていますので、インターネットの活用も有効な手段といえます。

各地方自治体の福祉局ホームページで社会福祉法人や福祉施設の概要をみることができます。

東京都福祉局URL：

<http://www.fukushi.metro.tokyo.jp/houjin/shiset-su.htm>

就職活動ハンドブック

4. 調べた情報を分析してみましょう

ある程度福祉業界の研究をすすめることができたなら、手に入れた情報をもとに検討し確認しましょう。

まず、自分が「やってみたい」と思っている職種などに関して、なぜ「やってみたい」と考えているのかを、しっかり突き詰めて考えてみる必要があるでしょう。

「その仕事は本当に自分がやりたいことなのか」

「単なる憧れではないのか」

「将来どうステップアップしていきたいのか」

具体的にイメージができなければ、今後面接を受ける際に志望動機すら正確に伝わらないこととなります。

また、「やってみたい」と思っている仕事、実際の仕事の内容や実情をきちんと理解した上で考えているのかも大切です。

ただ、資料を読んで、「なんだか面白そうだから」「自分でもできそうだから」という理由では実際に就職活動をすすめていくとうまくいかない場面がでてくるでしょう。

「実際にどんな仕事をするのか」「そこで求められる能力や適性は何なのか」など、あらかじめ研究しておくことが必要です。

そのためには、ボランティア活動や施設見学を行い、自ら体験してみることも一つの方法です。

研究をすすめ、知識を増やすだけでなく、希望する分野の職場ではどんな仕事をしているのかを見たり体験してみることは就職先を検討する上で参考になるものです。

また、仕事の内容をきちんと把握できたら、その仕事に対して、「自分になにができて、何が不足している」のか、冷静に分析してみましょう。自分の適性を冷静に判断した上での志望と、曖昧なままでの志望では、面接の際の説得力が違ってきます。

また、福祉業界のことで取り上げられた新聞記事を見かけたら、必ず目を通すようにしておきたいものです。希望する分野や職種が異なっても、共通することもありますし、業界全体の動きが理解しやすくなります。そこから、より具体的な仕事のイメージや、その福祉職場が求

めていることを理解する手掛かりが見えてくるはずです。

5. 具体的な求人先を探す

いよいよ具体的な求人先を検討していく段階です。

本校では、福祉関係の様々な仕事の求人を公開しています。

求人票は自由に閲覧できますので、よく目を通して内容を確認してください。

年齢条件や資格要件の他にも、その施設の特徴、労働条件や通勤時間などについても注目してください。

また、職種によっては、ハローワーク（公共職業安定所）や一般の求人誌を活用するなど、広く情報収集することも必要となります。

ハローワークのうち、「ハローワーク池袋」は「福祉重点ハローワークとして指定されており、福祉・医療コーナーが設置されています。

6. 採用試験を受ける

応募したい施設や事業所が決まると、後は採用試験のための準備にはいることになります。

選考方法は各求人によりこととなりますが、特に面接は重視される傾向が強いです。

大切なのはこれまでの研究と熱意です。事前に準備したことを的確に相手に伝えられることが何より大切です。

また、面接以外の試験としては、小論文や作文、筆記試験などが行われる場合があります。施設や職種によっては、1日から1週間程度の現場実習や、実技試験を行うところもあります。

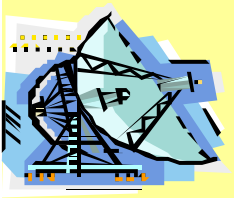
7. 採用が決まったら

採用内定の通知をもらったら、採用者側に入職の意思表示をします。

入職の意志がある場合、労働条件を確認し、

就職活動ハンドブック

自分がど
件で雇用
をもう一
しましょ
採用施
は労働条



のような条
されるのか
度チェック
う。

設・事業所
件を「雇用

通知書」や「就業規則」などで採用時に明示することが義務付けられています。就業するにあたって不明な点や疑問点などがあれば説明を受けるようにしましょう。また、入職後に労働条件が約束と違うということをなくすためにも、書面で交付してもらうようにします。

採用時には、就業に必要な書類の提出を求められますので、期日までに提出ができるように準備をしましょう。

就職活動ハンドブック

2. 学生の就職活動

Q. 学生の就職活動で特に注意する点はありませんか。

基本的な就職活動の方法は、先の「福祉職場の就職活動7つのステップ」と変わりはありませんが、職員の欠員を補充するための採用は通年で行われており、毎年4月に侵入社員を採用するといった企業の形式とは大きく異なるため、活動時期については注意が必要です。

いわゆるOB訪問という方法は福祉職場には一般的ではありません。ただし、福祉職場の活動のコツを先輩に教えてもらうことは大いに参考になると思います。

一般企業で実施されている「会社説明会」のようなシステムは福祉施設では、ほとんど実施されていません。

大切な進路選択にはやはり、より多くの情報と親身になってくれる相談者が必要です。就職相談のプロは、何とんでも就職課や先生です。特に、福祉系学科のある学校では、卒業生の就業実績や施設の特徴など、長年のデータが蓄積されています。

また、日頃からボランティア活動や、いろいろの機会を見つけて実際に施設を訪問してみてください。学校に福祉関係の学科を教えている先生がいたら相談してみるのも良いでしょう。

具体的に活動する際には、福祉人材センターでは求人票や施設のパンフレットなどが自由に閲覧できますので、ぜひ訪問の際は閲覧してください。

また最近ではインターネットを利用した情報収集も有効な方法です。

なお、卒業年次以外の学生（大学3年生や短大・専門学校の1年生など）の場合は、本格的な就職活動に入るまでに時間があります。まず、自分のイメージしている福祉分野の現状を知るためにも、また、自分の気持ちや適性を確かめるためにも、ボランティア活動などの体験を通して、福祉分野の仕事を身近に感じてみると良いでしょう。

資格についても、学校卒業と同時に取得できる資格もありますので、履修しておくとう利な科目をチェックしておきましょう。例えば、社会福祉主事任用資格は、大学や短大で指定科目のなかから3科目以上を履修すれば有資格者として該当しますので、現在科目が満たない場合には卒業するまでに該当する科目を履修することも可能になります。

また、介護職を希望する場合は、在学中にホー

ムヘルパー養成研修2級程度を受講するのも有効です。

情報収集機関

・学生情報収集センター

〒106-0032

東京都港区六本木3-2-21 六本木ジョブパーク

TEL 03-3589-8609

大学卒業予定者及び20歳代の既卒者を対象に求人情報の提供、職業紹介を行う機関です。自己検索システム（88台）により求人情報、就職機関情報などが閲覧できます。

3. 施設見学

Q. 福祉施設に転職を希望していますが、施設に一度も行ったことがないので見学してみたいのですが。

福祉施設への就職を希望している方は、機会があればぜひ施設見学をすると良いでしょう。利用者や職員の様子を実際に見るなかで、福祉職場の現状に触れ、自分の適性に合っているか、希望は間違っていないかを改めて見直してください。

職員を募集中の施設でも、事前に施設見学日が設定されていない場合や、募集をしていない施設を見学してみたい場合は、日時などは施設の意向を尊重してください。施設側も日常のプログラムや諸行事などで必ずしも常時見学者を受け入れできる体制にはないので、見学できない場合もあります。

また、見学に際しては、いずれも、施設はその利用者にとっては生活の場であることをよく念頭におき、利用者のプライバシーや人権の尊重につとめることが大切です。

4. 地方からの就職活動

Q. 現在、地方在住ですが、都内の福祉施設への就職を希望しています。どのように就職活動を進めたらよいのでしょうか？

社会人および最終年次の学生であれば、東京都福祉人材センターに求職登録することが有効でしょう。

ただし、東京都福祉人材センターの場合、求職登録の受付は来所のみとなっていますので、まずは訪問することが必要です。

求職登録者には、インターネット上の求人情報について電話での問合せにも応じていますので、具体的な情報収集をすることができます（アドレス等は巻末参照）。

就職活動ハンドブック

2. 福祉関係の主な勤務先

■この表は、都および国の基準をもとに、都内の状況をまとめたものですが、これによらない場合もあります。また、職種の名称が異なる場合があります。

1. 社会福祉施設

(1) 社会福祉施設種類別職員配置一覧

施設種別	職種	指導員	生活指導員	児童指導員	職業・作業指導員	保育士	介護職員	介護職員・介助員	事務員	看護師	栄養士	調理員など	医師	理学療法士	作業療法士	その他	都内施設状況 (H. 13. 2. 1現在)
老人福祉施設	養護老人ホーム	○					○	△	○	○	○	○	△				公営 3 民営 30
	特別養護老人ホーム	○					○	○	○	○	○	○	○	△	△	マッサージ師△	都営 2 民営 300
	軽費老人ホーム	△					○		△	△	△	△	△				公営 1 民営 28
	老人デイサービスセンター	○					○	△	△	△		△		△	△	運転手○	公営 6 民営 466
	在宅介護支援センター	*1					*1			*1							公営 37 民営 344
	老人短期入所施設	○					○	○	△	○		△	△				民営 14
児童福祉施設	乳児院		○		○				○	○	○	○	△			薬剤師○ X線技師△	都営 1 民営 300
	母子生活支援施設		*2		*2			*2				○	△				公営 4 民営 34
	保育所					○			△	△	△	*3	△				公営 995 民営 591
	児童養護施設		○		○				△		△	○	△				都営 0 民営 47
	知的障害児施設		○		○			○	○	○	△	○	△				民営 7
	自閉症児施設		○		○			○	○	○	△	○	△				都営(1種) 1
	知的障害児通園施設		○		○				○	○	△	○	△			運転手○	区管 3 民営 6
	盲児施設		○		○				○		△	○	△				なし
	ろうあ児施設		○		○			○	○		△	○	△				民営 1
	難聴幼児通園施設		○		○				○		△	○	△			言語聴覚士○	民営 2
	肢体不自由児施設		○		○				○	○	○	○	○	○	○	薬剤師○ X線技師△	公営 2 民営 2
	肢体不自由児通園施設		○		○			○	○	○	○	△	○	○	○	薬剤師○ X線技師△	公営 2 民営 1
	肢体不自由児療護施設		○		○			○	○	○	△	○	△				なし
	重症心身障害児施設		○		○				○	○	○	○	○	○	○	薬剤師○ X線技師△ 心理療法士○	公営 2 民営 15
	情緒障害児短期治療施設		○		○				○	○	○	○	○			心理療法士○	なし
	児童自立支援施設		*4						○		△	○	△				都営 13
	児童家庭支援センター		*5														公営 13 民営 4
	児童厚生施設(児童館)		*6		*6				△								公営 567 民営 57
保護施設	教護施設	○					○	○	○	○	○	○	△				民営 10
	更正施設	○							○	○	○	○	△				区組合 7 民営 1
	宿所提供施設	△							○			○					区組合 4 民営 1
婦人保護施設		○							○	○	○	○	△				民営 5

(注) △ 施設規模等の条件により、常勤・非常勤職員が配置される場合があるもの。

*1 在宅介護支援センターでは、ア) 保健婦(士)または社会福祉士等のソーシャルワーカー、イ) 看護師または介護福祉士が配置されている。

*2 母子生活支援施設では、「母子指導員」と「少年指導員兼書記(事務職)」が配置されている。

*3 調理業務を全部委託する場合、調理員をおかないことができる。

*4 児童自立支援施設では、「児童自立支援専門員・児童生活支援員」が配置されている。

*5 職員には児童福祉司任用に該当することが求められる。

*6 児童館では、「児童厚生員」が配置されている。

公設民営54ヶ所では、現在は正規職員の配置がないところが多い。

就職活動ハンドブック

施設種別		職種	指導員	生活指導員	児童指導員	職業・作業指導員	保育士	介護職員	介護職員・介助員	事務員	看護師	栄養士	調理員など	医師	理学療法士	作業療法士	その他	都内施設状況 (H. 13. 2. 1現在)
身体障害者更生援護施設	肢体不自由者更生施設		○		○					○	○	△	○	△	○	○		都営 1
	視覚障害者更生施設		○		○					○	○	△	○	△				民営 1
	聴覚・言語障害者更生施設		○		○					○	○	△	○	△				民営 1
	内部障害者更生施設				○					○	○	△	○	△				民営 2
	重度身体障害者療護施設		○					○	○	○	○	○	○	○	○	○		都営 1 民営 2
	身体障害者療護施設		○					○	○	○	○	○	○	○	○	○		民営 4
	身体障害者福祉ホーム	管理人○																民営 3
	身体障害者授産施設		○		○													民営 10
	重度身体障害者授産施設		○		○			○	○									民営 8
	身体障害者通所授産施設	○																区営 1 民営 24
	身体障害者福祉工場	○																民営 3
	身体障害者福祉センター	○									施設の必要性によって配置される						公営 28 民営 18	
	補装具製作施設	○															義肢装具技術員	民営 2
	点字図書館	○																区営 2 民営 3
	点字出版施設																編集員他○	民営 6
聴覚障害者情報提供施設																	民営 1	
知的障害者援護施設	知的障害者更生施設(入所)		○						△	○	○	△	○	△				民営 35
	知的障害者更生施設(通所)		○						△	○	△	△	○	△				公営 23 民営 31
	知的障害者授産施設(入所)		○						△	○	○	△	○	△				民営 1
	知的障害者授産施設(通所)		○						△	○	△	△	○	△				公営 14 民営 51
	知的障害者通所寮		○											△				民営 6
	知的障害者福祉ホーム	管理人○																なし
	知的障害者デイサービスセンター		○														民営 2	
社会復帰施設	精神障害者生活訓練施設(援護寮)	○												△			PSW○	公営 2 民営 7
	精神障害者福祉ホーム	管理人○												△				民営 11
	精神障害者授産施設	○			○									△		○	PSW○	公営 2 民営 17
	精神障害者福祉工場	○								△	△	○		△			PSW○	なし
	精神障害者地域生活支援センター	○												△			PSW○	区営 2 民営 15

(注) 施設規模等の条件により、常勤・非常勤職員が配置される場合があるもの。

都市、区市町村)

2. 福祉系団体

(1) 社会福祉協議会 () 内の数字は
設置数

全国 (1)、都道府県・指定都市
(58)、区市町村 (都内63)

(2) 福祉団体

(3) 福祉系外郭団体

3. 行政・機関

- 福祉事務所
- 児童相談所
- 婦人相談所 等
- 一般行政職 (国、都道府県・指定

4. その他の福祉関連施設等

- 共同作業所・福祉作業所 (法外施設) (630)
- 認証保育所、未認可 (無認可) 保育所、企業内保育所、病院内保育所、ベビーシッター、ベビーホテル
- 介護老人保険施設 (96)
- 介護療養型医療施設 (86)
- 療養型病床群 (174)
- 有料老人ホーム (50)
- 居宅サービス事業所

3. 福祉関係の主な勤務先

福祉施設で働く職員は、施設の種類や利用者の定員ごとに国が定めた「職員配置基準」があり、役割が決まっています。職員募集もこの基準に沿って行われる場合がほとんどですので、自分の希望する仕事やどの業種のどの職場にあたるのかを確認することが、就職活動の第一歩になります。

社会福祉の主な職種と仕事内容についての詳細は、例えば東京都福祉人材センター発行の「福祉の仕事と資格ガイド」などを参照して下さい。

1. 介護職員・寮母（父）として働くには
Q. 介護職員として働きたいのですが、老人ホームのほかにはどんな職場がありますか？また、介護職員になるためには介護福祉士などの資格は必要ですか？

介護職員・寮母（父）はおもに施設等に入所または利用している人の介護（食事介助、排泄介助、入浴介助、体位交換など）にあたります。

福祉施設では、主に老人福祉施設（特別養護老人ホームや老人デイサービスセンター等）で勤務していますが、救護施設や一部の身体障害者施設にも配置されています。また、介護老人保健施設や介護療養型医療施設（療養型病床群等の病院など）といった保健・医療施設でも働いているほか、介護保険制度の施設に伴い、民間企業やNPO法人などが痴呆性高齢者グループホームや老人デイサービスなどの事業運営をしているところも増えており、介護職員が働く職場は施設・在宅分野など多岐にわたっています。

介護職員として働くためには、介護福祉士資格がなくても業務に携わることは可能ですが、最近では、介護福祉士やホームヘルパー2級以上などを条件に求人募集が行われるケースが多くなっています。

また、施設では、介護別に「介助」「介護員」といった名称の職種で配置しているところがあります。この職種は事実上、施設ごとに自由に職務を決めているのが実態です。そのため、施設ごとに仕事の内容は異なります。代表的なタイプを挙げると



①指導員や介護職員とほぼ同じく利用者の介護

や援助をする、②清掃や洗濯などの作業中心の業務、③利用者の送迎のための車の運転や介助の補助、といったものが多いようです。これらの仕事に運転が含まれる場合には自動車運転免許が求められますが、その他はほとんど求められません。

2. ホームヘルパー（訪問介護）の求人募集
Q. ホームヘルパーとして働きたいと思いますが、職員募集はどのような傾向ですか？

介護保険制度上は、ホームヘルパー3級以上を修了しているとホームヘルパーとして勤務することができます。しかし、実際には、3級修了者では、家事援助サービスに業務が限定され、身体介護業務にたずさわるには2級以上が求められるため、訪問介護事業所が職員募集する場合には、2級以上で募集されることが多いようです。

ヘルパー募集の傾向としては、主任ヘルパーやコーディネーターなどは、常勤雇用での求人が比較的に見受けられますが、現場のヘルパー募集の場合、非常勤・パートや登録制といった雇用形態での募集・採用が多い状況です。

従ってヘルパー研修を受講し修了することによって、就職を有利にすることはあっても、必ずしも希望条件での就職が決まるといった状況にはなっていません。

3. 生活指導員とは
Q. 生活指導員という名称の職種がありますが、どんな仕事をするのですか？

同じ名称でも職務内容は施設の職種により異なります。

まず、介護職のいる施設（老人ホームや救護施設、重度の身障者施設）では、入退所の手続きや処遇計画、生活相談や家庭との調整を主な仕事とします。介護は原則として行いません。各施設あたりの配置数が1～2名（重度身障者施設は除く）と少なく、日勤を中心に一部宿直が入る勤務形態を採っている場合が多くあります。社会福祉主事任用資格をもっていることが職員の配置基準となっていますが、最近では、介護支援専門員や社会福祉士などの高い専門性を求める施設が増えています。

一方、介護職のいない施設では、直接利用者の生活援助（介護・介助を含む）や訓練にあたります。入所施設では、勤務形態にもよりますが、月4～6回程度の宿直または夜勤のある場

合が大半です。知的障害者施設では「知的障害者施設生活指導員任用基準」という資格要件が定められていますが、それによらない場合もあります。

また、障害者施設に設けられた生活指導員が配置されています。



身体障害者施設や知的障害者施設は、施設によって職員や作業員が配置されています。

なお、介護保険法施行以降、特別老人ホームなどでは生活指導員の名称が「生活相談員」に変わっています。

4. 老人デイサービスセンターの求人状況

Q. 在宅福祉に関心があり、日勤での勤務を希望しているため、デイサービス（老人デイサービスセンター等）での仕事を探していますが、求人募集はありますか？

現在、都内には「老人デイサービスセンター（高齢者在宅サービスセンター）」は、460ヶ所以上あります。

しかし、勤務先がサービスセンターに限定された正規職員での求人は決して多くはありません。それは、法人で募集する場合や、特別養護老人ホームに併設されたサービスセンターの職員募集は一括して行われることが多いからです。つまり、採用後の配属先は自分の希望を述べることはできても、最終的には法人が決定することになります。

在宅福祉サービスに関心があったり、都合で夜間の勤務が不可能だったり、サービスセンターを強く希望する方は多いのですが、職員の年齢構成や経験者のバランスなどを考慮して配属が決まりますので、希望どおりにいかないことも多いでしょう。

ただし、非常勤やパート職員での求人については、配属先をサービスセンターに指定したものが比較的あります。

5. 採用後の職場や配属先の変更

Q. 老人福祉施設の生活相談員（生活指導員）や在宅介護支援センターのソーシャルワーカーとして働くことを希望していますが、該当する求人が少ないため、まずは介護職員で就職することを考えています。介護職員で就職した後、

生活相談員へ職種変更される可能性はありますか？

老人福祉施設の生活相談員（生活指導員）は、特別養護老人ホームや老人デイサービスセンターで各1～2名の配置が一般的です（入所定員50名で1名の配置）。そのひとりの相談員が、入退所時の福祉事務所との連絡や本人との面接、家族との調整、処遇計画の立案など専門性の高い仕事をします。福祉系の大学卒者や老人福祉施設の経験者が求められることが多くなっています。また、在宅介護支援センターのソーシャルワーカーも、看護婦（士）や保健婦（士）、介護支援専門員資格者を求める傾向にあります。

施設によっては、介護実務経験者を求めることも多いようですから、まずは介護職で勤めて現場を理解し、専門知識を身につけることはよい方法といえます。しかし、生活相談員の配置は少数ですし、いつ欠員が生じるかは予測が立ちませんので、必ずいつかは生活相談員になると保障されることではありません。

6. 人事異動

Q. 福祉施設でも人事異動はありますか？

例えば、特別養護老人ホームや老人デイサービスセンター、在宅介護支援センターが同一敷地内にある場合などはそれらの施設が一体的に運営されていることが多く、職員の経験年数や年齢構成などのバランスをとるために配属替え（人事異動）が行われることがあります。また、法人によっては、法人内の別の施設（老人ホームから障害者施設など）への異動が行われているところもあります。

7. 授産施設とは

Q. いろいろな分野に授産施設がありますが、授産施設とはどのような施設ですか？

「授産施設」は、利用者処遇のなかで生産活動（作業）を中心に位置付け、機能訓練や将来の自立に向けての社会性や技術を身につけることを目的としています。

授産科目としては、①自主生産活動（木工・手芸・陶芸・製菓など）②下請け作業（部品加工・組立・袋詰などの企業の下請け）③サービス業（コンピュータプログラミング・印刷・クリーニングなど）等があり、障害の程度に応じて選択されます。

身体障害者分野の授産施設では、営業や販売拡大に企業並みに積極的な取り組みをしている施設もあり、指導員仕事も他の施設の指導員と

は大きく異なることがあります。

知的障害者分野の授産施設では、身体障害者分野の授産施設ほど生産性を追求している施設は少ないようです。

精神障害者分野の授産施設は、現在は施設数が多くはありません。

他にも、主として公設が多いのですが心身障害者のための福祉作業所があります。老齢やその他の理由により一般就労が困難な人に仕事を提供する授産施設もあります。

8. 更生施設とは

Q. 更生施設とはどんな施設ですか？

「更生施設」は、生産保護法に基づいた社会福祉施設で身体上・精神上の理由により保護が必要な人のための入所施設です。

都内の更生施設（8ヶ所）のうち、7ヶ所は「社会福祉法人特別区人事厚生事務組合社会福祉事業団」が運営しており、一括して職員募集が行われています。

なお、身体障害者施設や知的障害者福祉法に基づく施設で、自立に向けた日常生活上の訓練などが中心に行われています。

9. 精神障害者施設とは

Q. 精神障害者関係の施設で働きたいと思いますが、どのような施設がありますか？求人はどのような状況になっていますか？

精神障害者関係の施設は、精神保健福祉法による精神障害者社会復帰施設（法定施設）のほか、精神障害者地域生活援助事業（精神障害者グループホーム・都内74ヶ所）があります。また、法定の施設ではありませんが、精神障害者共同作業所（都内11ヶ所）、授産施設（都内18ヶ所）、福祉工場（都内なし）、地域生活センター（都内17ヶ所）があります。

精神障害者社会復帰施設に比べて施設数は少ない状況にあります。そのため求人件数は概して少ないです。

10. 共同作業所（無認可作業所）とは

Q. 知的障害者施設で働きたいと思いますが、資格がありませんが働くことは可能でしょうか？共同作業場などの無認可施設と認可施設では資格・労働条件は違うのですか？

知的障害者施設（認可施設）でも、採用の際の資格条件として「知的障害者施設の生活指導員任用基準」を問わないこともありますので、求人票の資格要件欄を確認してみてください。

障害者の共同作業所（無認可作業所）は、現在都内に600ヶ所以上あります。運営主体は親の会や家族会・住民団体などの任意団体や法人資格をもった団体が運営していますが、その多くは任意団体として運営されている状況です。

職員の採用にあたっては、各作業所で独自に実施されています。応募のための資格要件は、社会福祉関係の資格や自動車運転免許などを必要としている場合、資格不問の場合など、募集のケースによりさまざまです。

共同作業所の運営費は、一部の施設を除いて、一般に認可施設に比べて厳しい状況にあり、自主財源づくりやボランティアの協力によって成り立っているところが多いのが現状です。そのことは職員の資金面や労働条件に長期的には影響することもあります。

なお、共同作業所においても、国の規制緩和を受け、一定の要件を満たすことにより社会福祉法人として認可されるようになりました。認可後は、社会福祉法の社会福祉事業の一つである「小規模通所授産施設」として法内施設に位置付けられるようになります。

11. 児童指導員・保育士の仕事

Q. 児童養護施設や障害児施設の職員募集に、「児童指導員」または「保育士」での募集と求人に記載されていましたが、仕事内容はことなるのですか？

児童指導員・保育士はともに児童福祉施設に配置されている職種です。児童指導員は児童養護施設といった施設に配置され、保育士は保育所、乳児院、障害児施設、児童養護施設などの児童福祉施設全般に配置されています。どちらも子どもの養育や生活上の援助を行います。児童指導員と保育士の配置がある施設では、対象となる子どもの年齢や役割によって業務分担をしている

ところもありますが、特に職務上区分せずに業務にあたっているのがほとんどです。

保育所などの一部施設を除いては、勤務形態にもよりますが、週1～2回程度の宿直または夜勤のある場合が大半です。

なお、児童指導員は児童員任用資格の基準を満たしていることが条件となり、保育士は保育資格が必要で、いずれかの資格者で募集されることがほとんどです。

児童福祉施設のひとつに、不良行為やそのおそれがあったり、家庭環境上等の理由により生活指導が必要である児童が入所する児童自立支

援施設がありますが、直接子どもへの援助にあたる職種として、児童自立支援専門員や児童生活支援員が配置されています。いずれも資格要件が定められています。

12. 母子指導員・少年指導員とは

Q. 母子指導員や少年指導員はどのような施設で勤務していますか？

母子指導員・少年指導員とも母子生活支援施設に配属されている職種です。主に乳幼児・学童とその母親の生活上の課題への相談・援助を行います。母子指導員の資格要件に、①厚生労働大臣の指定する児童施設の職員を養成する学校などを卒業、②保育士有資格者、③高卒後2年以上児童福祉事業に従事した者といった規定があります。少年指導員は特に規定上の定めはありません。但し、東京における求人では、母子指導員は保育士か児童指導員任用資格が、少年指導員は児童指導員任用資格などが求められることが多いようです。また、少年指導員は、書記（事務職）を業務上、兼任します。

13. 児童館・学童クラブの職員募集

Q. 児童館や学童クラブの職員になりたいのですが、どのようにして募集がおこなわれますか？

都内の児童館のほとんどは区市が設置・運営しており、公務員の保育士などが勤務しています。事務職とは別に、自治体広報誌（区報や市報）などに募集案内が出されます。パート・アルバイトとしての募集は比較的あります。但し、その場合も区報・市報で募集が行われることがほとんどです。

都内では、公設民営の児童館は2つの区で社会福祉事業団等の法人が運営受託していますが、民立民営の児童館は3つしかありません。従って、公務員以外での募集はとても少ないです。



14. 保育所への就職

Q. 保育所への就職を考えていますが、公立と私立では募集方法はどのように異なりますか？また、保育士資格がなければ就職はできませんか？

公立の場合は書く区市町村の保育士採用試験を受け、採用されることが必要です。なお、募集については、毎年どの自治体も募集をするわけではありません。採用試験は自治体に異なりますが、一次試験では一般教養、専門試験、論文・作文、二次試験では面接、実技、体力測定というのが一般的です。時期としては、毎年夏～秋頃に実施されます。なお、採用後は、その自治体内の公立保育所間での人事異動があります。

私立の保育所は、主に社会福祉法人立のほか、財団法人立、個人立などがあります。採用については、他の種別の社会福祉施設と同様に基本的に欠員補充が中心となります。

正規職員の保育士として就職を希望するならば、まず、保育士資格は必要です。契約職員・非常勤職員・パートであっても、フルタイムに近い勤務での求人募集については、ほとんど有資格者が条件となっています。

時おり、保育助手といったかたちで、朝や夕方の特例保育や延長保育期間帯のみのパート等での募集の場合、有資格でなくとも応募できるものもあります。特に公立保育園のパート保育士の募集などは、区市町村の広報誌などで行われることが多いです。

15. 保育所で0歳児や障害児の保育にあたりたい

Q. 保育所で0歳時や障害児の保育業務に携わりたいが、そのような募集はありますか？

0歳時の受け入れ月齢は、保育所によって異なり、産休明けから（生後2ヶ月未満）受け入れられるところもあれば、11ヶ月からというところもあります。

障害児についても、都内の保育所は、軽度から重度の子どもまでさまざまな受け入れをしていますが、障害児受入園であっても利用児童がいないこともあります。また、公立の場合は、区（市町村）内に、拠点方式で、障害児保育実施園を置いているところもあります。

なお、0歳時や障害児の担当保育士になれるかどうかは、正規職員では採用後の人事の問題になりますので、特定した求人はありません。パート等の場合は、担当保育士補助の求人が行

われることもまれにあります。

16. 公務員としての福祉関係の仕事

Q. 公務員として福祉関係の仕事に就きたいのですが、どんな仕事がありますか？

公務員として福祉に携わる場合もさまざまで、事務員、公立の直営の福祉施設職員などがあります。採用も一般行政としての募集のほか、自治体によって、福祉指導、心理技術、児童厚生、保育士等の専門職種で募集をすることがあり、これらでは、応募条件として生年月日のほかに資格などの条件が定められているのが一般的です。

配属される機関も自治体によって異なります。例えば、福祉事務所は区・市等の機関ですが、児童相談所は都の機関です。また、運営している施設もそれぞれの自治体によって異なりますので、専門職として就職を希望する場合にはそれぞれ考えられる配属先を調べてみることをお勧めします。

ただし、行政機関の場合は、それぞれの自治体の人事制度に則って、配属・異動がありますので、必ずしも希望どおりの職場で仕事ができるということはありません。

17. 「児童福祉司」などの福祉司について

Q. 「児童福祉司」などの福祉司になるにはどのような条件が必要ですか？

「児童福祉司」とは、児童相談所で児童の保護・相談や指導を行う職員です。児童相談所は都道府県・指定都市の機関ですので、まず都道府県・指定都市の公務員試験に合格し、児童相談所に配属されなければなりません。

ただし、公務員の場合は、それぞれの自治体の人事制度にしたがって、配属・異動がありますので、必ずしも希望どおりに配属されるということではありません。

「身体障害者福祉司」や「知的障害者福祉司」もそれぞれ身体障害者更生相談所（東京都の場合は、東京都身体障害者福祉センター）や福祉事務所で、身体障害者や知的障害者に対する相談・援助を行う専門職員ですが、これも公務員の職名ですので、同じく公務員試験に合格することが必要です。

福祉系の一部の大学では、「児童福祉司任用資格」「身体障害者福祉任用資格」「知的障害者福祉任用資格」などの資格認定書を任意で発行している場合もありますが、これらの任用資格は就職活動の際にすぐ利用できるものではあ

りません。

18. ケースワーカー・ソーシャルワーカーとは

Q. ケースワーカーやソーシャルワーカーはどんな仕事をするのですか？また、どうすればなれますか？

ケースワーカーやソーシャルワーカーは、社会生活上の困難や課題を抱えている人に対して、それぞれの事情に即した相談にのり、問題解決に向けた具体的なアドバイスや支援をする専門職のことです。

福祉事務所の相談担当員の職員（公務員）を通称で「ケースワーカー」と呼んだり、病院の職員を「医療ソーシャルワーカー」と呼ぶことがあります。実際に、福祉分野で仕事をするときには、施設分野では「生活相談員」「生活指導員」「児童指導員」、相談機関では「相談員」や「一般事務」といった職種で探すことになります。関心のある仕事の内容（どういった人に対して、どういう機関でどのような相談・援助にあたりたいのか）のイメージを具体化させて、実際の職種名に当てはめてみてください。

19. 医療ソーシャルワーカー・精神科ソーシャルワーカー

Q. 医療ソーシャルワーカーとして病院での勤務を希望していますが、どんな資格が必要ですか？また、精神科ソーシャルワーカーは病院以外にも勤務先はありますか？

医療ソーシャルワーカーは、病院等の保健・医療機関で相談・援助業務を行う職種で、略して「MSW」ともいいます。具体的には、入院費用の相談や生活上の諸問題を解決し、社会復帰や福祉施設への入所の相談・援助などを行います。

専門職としての身分・資格は未確立ですので、特に決まった資格・条件はありませんが、社会福祉士の有資格者や福祉関係大学を卒業している場合などは比較的に有利な状況です。

対して、精神科ソーシャルワーカーは、MSWの専門化した職場です。精神病院や精神障害者社会復帰施設などの精神医療・保健・福祉分野の領域で働き、略して「PSW」といいます。利用者の生活能力向上のための援助や、社会復帰に備える活動の援助、家族への対応などを行います。

専門職としての身分・資格については、社会復帰に備える活動の援助、家族への対応等を行

います。

専門職としての身分・資格に就いては、以前は、社会福祉士の有資格者や大学で福祉や心理学を専攻している人が比較的に有利という状況でしたが、国家資格である「精神保健福祉士」ができてからは有資格者を求める傾向にあります。

MSW・PSWとも、勤務先によって、仕事の内容や位置付け等が異なることがありますので、確認が必要です。

なお、医療機関の求人については、福祉人材センターでは取り扱っておりませんし、公募形式をとる病院も少ないので、福祉系学校にくる求人や病院を個別にあたるような活動方式が必要になるでしょう。

20. カウンセラーとは

Q. カウンセリングの仕事に就くことを希望していますが、福祉分野でカウンセラーとして働くことはできますか？

福祉の分野では、「ケースワーカー（主に福祉事務所での相談員）」や「MSW」「PSW」がカウンセリング業務に近い仕事をしていますが、厳密に言えば「カウンセラー」に該当する職種はありません。

カウンセリングとケースワークという相談援助活動の違いは、前者が、個人の心理的な適応上の問題に対してなされるのに対し、後者は、社会生活上の困難や問題を対象とするところに違いがあります。

福祉施設設置現場の相談援助業務（職種では「生活相談員」等が該当する）とは、単に悩みの相談をするだけではなく、施設利用者の生活全般にわたる援助や、その人にとって必要な社会資源の情報提供や調整などを行います。

最近では、福祉施設においても、心理的なケアを必要とする利用者へのサポートを図るため、施設種別によってはセラピスト（心理職）を配置している施設などもありますが、概して職員の配置数は少なく、求人募集もほとんどありません。

また、福祉団体のなかには、電話相談などを行っている団体もありますが、その団体の日頃の活動を通して蓄積したノウハウを活用しての相談ですので、カウンセラーを公募で採用する団体は少ないといえます。

21. リハビリ関連の職種

Q. 福祉施設でリハビリ関連の仕事をしたと思っています。福祉施設ではどのような資格が

求められますか？

リハビリ関係の業務をする職種に、理学療法士（PT）や作業療法士（OT）、言語聴覚士（ST）、義肢装具士（PO）などがあります。

いずれの職種も障害を持つ人やそれぞれが予測される人に対して、それぞれの専門的な療法を用いて、諸機能の回復や軽減を図るためのリハビリテーションを行います。その仕事に就くためには、理学療法士なら理学療法士資格、作業療法士なら作業療法士資格といった、その職場にもとづく資格（国家資格）が必要です。資格を取得するためには、原則的に高等学校卒業後、3年以上の専門の養成学校を卒業した後、国家試験に合格することが必要です。

福祉領域においては、理学療法士や作業療法士は、老人福祉施設や身体障害児・者施設などに配置されています。どちらも現在は不足している職種のひとつです。言語聴覚士は聴覚障害児・者施設などに配置されていますが、配置人数は前述の2つの職種に比べてとても少ない状況です。義肢装具士の場合は、義肢装具製作施設に限られます。

資格を持っていないことや経験することを目的として、まずはリハビリの助手として働くことを希望する場合がありますが、原則的に福祉施設でのリハビリテーションの仕事には、理学療法士や作業療法士等の国家資格をもった療法士があたります。

従って、福祉施設での「リハビリ助手」という求人は、障害者福祉センターなどで、まれにアルバイト等の身分で募集されることがありますがとても少ないです。なお、病院では、やはりアルバイト等の身分になりますが、患者の介助やリハビリ訓練の際の付き添いなどの業務を行う「リハビリ助手」としての求人もあるようです。

2.2. スポーツ指導の仕事

Q. 障害者福祉施設でスポーツ指導の仕事に携わりたいと思いますが、どうすればできますか？

障害者スポーツセンター（都内に2ヶ所）に「スポーツ指導員」という職種がありますが、正規職員の採用はなかなかなく、人材センターでも嘱託職員という身分での求人が年に1件あるかないかという状況です。

2.3. 福祉用具専門相談員とは

Q. 福祉用具専門相談員になって福祉用具の販売やレンタルなどを行っている会社や店舗で働き

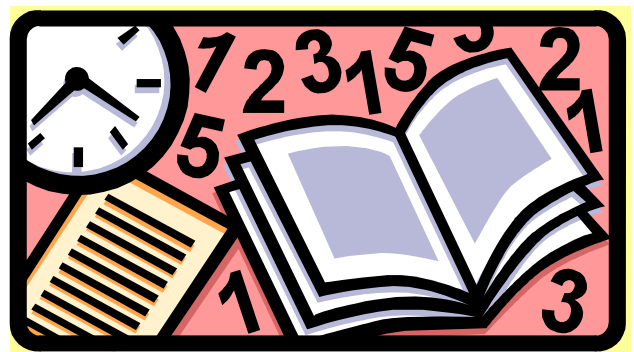
たいのですが、どのようにすればできますか？

介護保険制度においては、福祉用具貸与が保険給付の対象となっており、指定居宅サービスとしての福祉用具の貸与事業を行う際に、各事業所に2名以上の専門相談員を配置することが定められています。この相談員が「福祉用具専門相談員」です。

福祉用具は、車椅子や特殊ベッド、褥瘡（床ずれ）予防用具、体位変換器などの大がかりなものから障害者用の食器のようなものまで多岐にわたります。専門相談員にはこれら福祉用具に関する不fast知識が求められます。

専門相談員になるには、介護福祉士、義肢装具士、保健婦・士、看護婦・士、准看護婦・士、理学療法士、社会福祉士などの有資格者または厚生労働大臣が指定した福祉用具専門相談員講習修了者や、訪問介護員養成研修（1級・2級）修了者となっています。講習の内容は、老人保健福祉に関する基礎知識、福祉用具の活用に関する実習についてで、合計40時間になります。

ただし、当センターにおいては、福祉用具専門相談員の求人募集は紹介あっせん対象外となりますので、ハローワークを利用するか、もしくは福祉機器関連企業などへの個別対応が必要となります。



4. 社会福祉の主な資格

社会福祉の主な資格には、社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士・保育士・社会福祉主事任用資格・児童指導員任用資格・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士などがあります。それぞれの資格についての取得の方法や養成学校に関する詳細については、東京都福祉人材センター発行の「福祉の仕事と資格ガイド」または

「福祉の資格取得のための学校リスト」をご参照ください。

1. 任用資格とは

Q. 社会福祉主事任用資格や児童指導員任用資格などの「任用資格」とはなんですか？

また、資格証明書はどこで発行してもらえるのですか？

「任用資格」とは、その職に就くために国が定めた基準のことをいいます。規定のいずれかひとつを満たしていればその職の任用基準に該当し、「有資格者」として認められます。

資格証明書は卒業後に依頼しても発行されませんし、特別な試験を受けるわけではありません。一般的には履修証明書・成績証明書、卒業証明書をもって任用資格に該当していることになります。

2. 社会福祉主事任用資格（国の定める基準）とは

Q. 社会福祉主事任用資格について教えてください。また、履修科目名が少しずつ違うのですが大丈夫ですか？

社会福祉主事任用資格は、以下のいずれかに該当する場合、有資格者となります。

- 1 社会福祉主事の養成機関（専門学校等）や認定講習会（現職者対象）の課程を修了
- 2 大学・短大で厚生労働大臣の指定した科目を3科目以上修めて卒業
- 3 社会福祉士、精神保健福祉士の資格を有するもの

なお、②の指定した科目とは次頁に示した表のとおりです。平成12年3月31日までの履修については、旧告示（昭和56年3月2日厚生省告示第18号）で指定された32科目が適用され、その場合、履修した科目名が旧告示の科目名と一致していることが必要とされています。平成12年4月1日以降の履修については、新しい告示（平成12年3月31日厚生省告示153号）による34科目が採用され、これらの科目は厚生省社会・援護局通知（平成12年9月13日付社援第2073号）による科目の読み替えの対象となります。いずれにしても32科目ないし34科目のなかで3科目以上履修していることが必要です。

この資格は社会福祉士や介護福祉士が国家資格化される以前は、保育士資格とともに社会福祉に関する代表的な資格でした。そのため、社会福祉施設職員等や、職員採用する際の採用条

件に準用されてきました。②の方法の場合、文科系の大卒者の多くが福祉の専門的な勉強をしていなくとも該当している場合がありますので、確認してみるとよいと思われます。

※平成12年3月31日までに卒業した者に適用される科目（32科目）

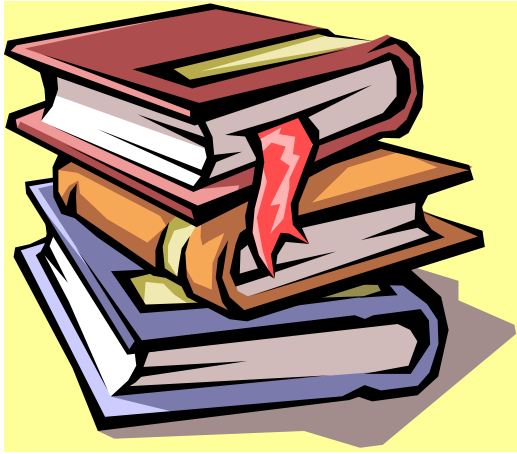
〔指定科目〕

社会福祉概論・社会福祉事業史・社会福祉事業方法論・社会調査統計・社会福祉施設経営論・社会福祉行政・公的扶助論・児童福祉論・保育理論・身体障害者福祉論・知的障害者福祉論・老人福祉論・医療社会事業論・地域福祉論・協同組合論・法律学・経済学・心理学・社会学・社会政策・経済政策・社会保障論・教育学・刑事政策・犯罪学・倫理学・生理衛生学・公衆衛生学・精神衛生学・医学知識・看護学・栄養学

※平成12年4月1日から適用される科目（34科目）

〔指定科目〕

社会福祉概論・社会福祉事業史・社会福祉援助技術論・社会調査論・社会福祉施設経営論・社会福祉行政論・社会保障論・公的扶助論・児童福祉論・家庭福祉論・保育理論・身体障害者福祉論・知的障害者福祉論・精神障害者保健福祉論・老人福祉論・医療社会事業論・地域福祉論・法学・行政法・経済学・社会政策・経済政策・心理学・社会学・教育学・倫理学・公衆衛生学・医学一般・リハビリテーション論・看護学・介護概論・栄養学



3. 社会福祉主事の養成機関や講習会

Q. 社会福祉主事任用資格の養成機関または講習会はどのようなものがありますか？

前頁2①については、現任職員（社会福祉事業に従事している者）に限るものが6割程度を占めており、残りは、専門学校などの養成機関となっています。その専門学校の内、多くは介護福祉士資格、保育士資格、社会福祉士資格の取得や取得準備を兼ねた学校となっています。

認定講習会の代表的なものに『社会福祉主事任用資格認定通信課程（民間社会福祉事業職員）』があります。福祉系大学等を卒業していない民間社会福祉施設員や社会福祉協議会等の職員を対象に、全国社会福祉協議会の中央福祉学院が認定通信課程を開講しています。また、平成11年4月より日本社会事業学校が厚生労働省の指定を受け、『社会福祉主事資格認定通信教育科』を設置しました。いずれも、入学資格は「社会福祉事業の職場に勤務（予定）している職員（公務員を除く）」となっていますので、入学時点で社会福祉事業に従事していない方は対象になりません。また、入学申込は入学希望者が現在勤務している施設・団体等の所属長となっています。

4. 児童指導員任用資格（国の定める基準）とは

Q. 児童養護施設の募集の資格要件に、児童指導員任用資格か保育士のいずれかが必要と記載されていました。児童指導員任用資格とはどのようなものですか？

児童指導員任用資格の該当要件は次の通りです。

- 1 大学で福祉・社会・教育・心理学部（学科）を卒業
この場合、短大は該当しません。また、他の学部であっても、学科やコースがこれら

4つの専門であり、実際の履修内容もこれらの科目の専攻であれば街頭することもあるようです。（但し、一般教養科目で例えば心理学を履修しただけでは該当しません。）

- 2 小学校、中学校、高等学校のいずれかの教員免許を取得
級や学科は問いません。幼稚園教諭は含みません。
- 3 児童指導員の養成課程を卒業
- 4 児童福祉施設での実務経験者（高卒以上2年・その他3年）
- 5 の規定は、任用基準が規定された時点で、すでに現場で働いていた方たちを主に対象としたものです。少数ではありますが、児童福祉施設において無資格で補助的な仕事を行っていて経験を積んだ後、結果的に児童指導員に任用されるというケースもあり、このような場合にこの規定をあてはめています。しかし、児童福祉施設からの求人募集は多くの場合、この指導員任用資格か保育士資格のいずれかを条件にしているため、これから就職しようとする人がこの規定で取得をすることは、現実的に非常に困難です。

5. 知的障害者施設生活指導員任用基準（国の定める基準）とは

Q. 知的障害者施設の生活指導員になるためには、資格要件がありますか？

知的障害者施設の生活指導員のための基準として定められているものに、「知的障害者施設生活指導員任用基準」があります。

次の要件を満たしていれば該当します。

- ①大学で福祉・社会・教育・心理学部（学科）を卒業
- ②高校卒以上で、知的障害者施設において2年以上の実務経験がある者
- （③小・中・高の教員免許保持者も有資格者と同様の扱いをしている場合が多い〔但し、東京の施設〕）

6. ホームヘルパー要請研修

Q. ホームヘルパー養成研修について知りたいのですが。

高齢者や心身障害児（者）等の多様化するニーズに対応した適切なホームヘルプサービスを提供するため、必要な知識・技能を有するホームヘルパー（訪問介護員）の養成を図ることを目的に行われる研修で、厚生労働省が定める

「訪問介護員養成研修事業実施要綱」に基づき実施されています。

資格とは位置付けされていませんが、ホームヘルパーとして勤務するためには養成研修を修了していなければなりません。なお、介護保障制度ではホームヘルパーを「訪問介護員」といいます。

ホームヘルパー養成機関は、3級・2級・1級課程があり、課程によって研修時間が異なります。東京都内の研修機関の主なものは、区市町村で実施する研修（対象は該当区市町村市内在住者と限定されている場合がほとんど）と民間団体が実施する研修のうち、東京都が指定したものが中心となっています。受講期間は2級課程の場合は通常3～6ヶ月ぐらい、1級課程は1年以内で取得できます。また、通学制（昼のみ、土日のみ、夜間のみ）・通信制など、様々な実施形態があります。

受講にあたっては、研修の実施形態、実施時期、受講期間、受講対象、申込方法、会場、受講料など、各実施団体に問い合わせて確認することが必要です。例えば2級課程の受講料の場合、テキスト代程度の負担から8万円程度と差があります。

なお、東京都内の研修の開催状況については、東京都福祉局のホームページ『東京都訪問介護員養成研修承認一覧』などをご覧ください。

<http://www.fukushi.metro.tokyo.jp/helper.htm>

7. ホームヘルパー養成研修1級課程

Q. ホームヘルパー養成研修2級課程を修了したので、次に1級課程を受講したいのですが。

都内でホームヘルパー養成研修1級課程を実施している機関は多くありません。実施形態は通学・通信制ともあります。

なお、東京都内の研修状況の開催については、東京都福祉局のホームページ『東京都訪問介護員養成研修承認一覧』などをご覧ください。

8. 働きながら資格をとる

Q. 働きながら福祉関係の資格を取得することはできますか？

例えば、保育士や教員免許以外は、夜間の短大・専門学校や大学の通信教育でも取得できます。ただし、福祉関係の学校は、夜間・通信の場合とも、ほとんど施設現場での昼間の実習が

あります（ただし、社会福祉士資格取得の場合、福祉施設の指導員や相談業務等に携わっている現職者は免除になります）。さらに通信教育の場合はスクーリング（面接授業）もあります。働きながら資格取得をめざす場合は、それらの実習や理解が必要です。資格取得を優先するなら、正規職員にこだわらないほうがよいかもしれません。

9. 資格を取れば就職できるか？

Q. 福祉関係での就職を希望しています。資格を先に取得すれば就職することは可能ですか？

例えば、介護職に就きたい方にとって「介護福祉士」の資格をもっていることは大きなメリットです。最近では、ヘルパー研修受講修了が条件となっている求人も急速に増えてきています。

「社会福祉士」については分野にもよりますが、有資格者を必要条件としている求人は増えていますが、実務経験などをプラスして条件としているものも少なくありません。特に転職者の場合、既に「社会福祉士受験資格」のある方でなければ、まず仕事に就くことを優先し、のちに取得を検討されたほうがよいでしょう。

学校に通うためには、一定の費用、そして年数がかかることを念頭におく必要があります。職員採用の選考にあたっては、最終的には人物・適性の評価が大きなウェイトを占めていますが、資格ばかりでなく、年齢・経歴・居住地なども大きな要件になります。

したがって、資格取得をめざす方は、「希望する職種・分野にとって適切な資格は何か」

「資格を取得した後の就職状況はどうか」

「求人件数が多いのか、少ないのか」などをよく考慮したうえで検討する必要があります。

5. 福祉職場の勤務形態

1. 交替制勤務

Q. 交替制勤務とはどのような勤務形態ですか？

交替制勤務とは、日勤・早番・遅番・夜勤・宿直などといった異なる時間帯の勤務を事前に調整し、ローテーション表にもとづいて職員が交替で行う勤務形態のことです。

2. 日勤のみの求人募集状況

Q. 施設の直接援助員として働きたいのですが、

できれば日勤だけの勤務を希望しています。そういった求人募集はありますか？

福祉施設の勤務形態は施設の種類や職種によって異なります。勤務が日勤帯のみの施設もありますが、利用者が入所して生活している施設の場合、夜勤や宿直は必須です。

日勤を中心とした勤務形態を採用している施設には、在宅の利用者のための通所施設があります。利用者には朝に来所し、夕方帰宅するため、職員も夜間の勤務はほとんどありません。ただし、ローテーションで早番・遅番（通常の勤務時間より1～2時間ずれる）を取り入れているところもあります。

通所施設の休日は原則的に日曜・祝日などを中心に、土曜または他の曜日を交替制で休むなど、施設の開所日にあわせて休みが組まれています。通所の障害者施設などの指導員、老人デイサービスセンターの相談員・介護職員・保育所の保育士などがあげられます。

しかし、このタイプの施設は1施設あたりの職員配置数が少なかったり、施設の種類によっては数が多くなかったりします。また、入所型の施設に併置されている場合や、複数の施設を運営する法人での求人募集の時には、一括で行われることもあり、希望する施設に必ずしも配置されるとは限りません。また、採用後も人事異動が実施される法人も少なくありません。したがって、正規職員で日勤のみの勤務を希望する場合は、限られた分野となり数も多くありません。

ただし、入所施設であっても、非常勤やパート職員といった雇用形態で募集されることがあります。

3. 夜勤と宿直の違い

Q. 夜勤と宿直はどのようにちがうのですか？

夜勤は、夜間も常時介護などの対応が必要な利用者のいる入所型の施設などで採用している勤務形態です。夜勤は休憩時間以外は介護などの業務を行います。

宿直は、日勤の勤務終了後に交代で職員が施設内の宿直室で待機します。宿直は原則として業務ではないため睡眠もとれ、必要な事態があった場合のみ対応します。また、宿直明けでそのまま早番につくこともあります。

宿直が拘束されているものの所定労働時間外の待機であるのに対し、夜勤は所定労働時間内の勤務になります。そのため、例えば、夜勤の勤務時間が16:00～翌9:00で深夜に

2時間の休憩がある場合には、15時間が実労働時間となり、1回の勤務で2日間の労働をしたことになります。

宿直時間、夜勤時間に対してはそれぞれ宿直手当、夜勤手当が支給されます。また、宿直時間中に業務についた場合は時間外手当（超過勤務手当）が支払われます。

4. 「住込み」とは

Q. 求人票に「住込み原則」となっていますが、「住込み」の場合どのような勤務になるのでしょうか？

都内では、児童養護施設や知的障害者（児）施設（入所）のごく一部で、住込み制が採られています。

社会福祉施設の住込みは、個人宅への住込みの「家政婦」などと異なり、原則として求人票に書かれた勤務時間（午前〇時～午後〇時、週〇時間労働）が仕事をする時間となります。

しかし、あえてそのように「住込み」を条件とするのは、断続勤務を取り入れても通勤が難しい場合や、処遇の効果、緊急時の対応を考えてのことですから、所定の勤務時間以外にも仕事が入ったり、勤務時間でない時間にも施設内に留まっているよう指示が出たりすることもあります。

なお、「職員寮」「職員住宅」というのは、希望する職員に福利厚生制度として住居を提供するもので、住込みとは異なります。

5. 「断続勤務」とは

Q. 断続勤務とはどのような勤務形態ですか？

断続勤務は児童養護施設で採られていることが多い労働時間の形態です。

例としては、

7:00～9:00・・・休憩・・・15:00～21:00
といったように、一日に長い休憩をはさんだ2回の勤務があります。これは入所児が学校ですごす時間の職員配置を少なくして、児童が施設内にいる時間に職員の数を増やすためです。



6. 「小舎制」とは

Q. 児童養護施設の施設の特徴として「小舎制」と記載されていました。「小舎制」とはどのような意味ですか？

「小舎制」という言葉は、児童養護施設などで「大舎制」「中舎制」などとともに使われます。これらは処遇形態（ケアの単位）を表わします。

「小舎制」は入所児を6～8人ぐらいのグループに分け、同じ敷地内であってもそれぞれが独立した建物で生活し、2～3人程度の職員が処遇にあたります。子どもたちは家庭的な生活ができる一方、職員は宿直回数が多くなります。

「大舎制」は入所児全員が同じ建物の中で生活しますが、年齢や性別などでグループに分けて、それぞれの部屋で生活しています。

また、「グループホーム」は、養護施設の敷地を離れた別の建物で、2～3人の男女ペアの職員が、6名程度の児童と生活する形態をいいます。



6. 東京の民間福祉施設・団体の給与水準

1. 施設・団体の給与

Q. 福祉施設・団体の給与はどのようになっていますか？

基本的には、各運営主体（法人）の給与制度によることになります。介護保険制度の実施や東京都の福祉施設への補助金の見直しを経て、職員の能力等に応じた給与制度や年俸制を導入する施設も出始めました。

そうした中で、民間福祉施設の給与については、おおむね東京都の水準（東京都の人事委員会勧告など）を参考にしているところ、社会福祉法人東京都社会福祉協議会が作成した「民間社会福祉施設モデル給与制度」を参考にしているところなど、さまざまです。

非常勤やパート・アルバイトなど雇用形態の場合は、月給・日給・時間給などがあります。経費や資格により異なりますが、介護職員や指導員の場合、時給850～1,000円位が多くなっています。

2. 標準的な給与（正規職員の場合）

Q. 福祉施設の給与水準が知りたいのですが。

1. 基本給

「平成14年度東社協民間福祉施設モデル給与制度」

を参考にした場合の基本給（初任給）例

新規卒業者（有資格者の場合）		
学歴	介護職員・保育士・指導員・事務職など	調理員・用務員・運転手など
大卒	172, 400 円	140, 500 円
短大卒	158, 300 円	
高校卒	141, 400 円	

※専門学校卒業の場合は短大卒扱いになります。

転職者（有資格者で、前職歴が加算の対象となる場合）	
学歴（前職歴の加算年数）	介護職員・保育士・指導員等
大卒（前歴5年）	213, 900 円
短大卒（前歴5年）	195, 800 円
高卒（前歴5年）	172, 400 円

前職歴加算の対象となる例として、福祉施設（原則として措置施設）での勤務経験、または、看護婦（士）・准看護婦（士）の病院等の経験、保育士・指導員の無許可施設経験、授産施設の授業指導員の一般企業経験、保育所保育士の幼稚園教諭経験（但し、上限あり）などの一部特定職種としています。

このモデル給与制度の場合、一般企業での前職歴の経験加算は基本的にないことになります。但し、施設によっては職歴として加算になる対象が異なるため、確認が必要です。

2 諸手当

東京の民間施設・団体では、基本給以外に必要に応じて諸手当を給付している場合があります。

諸手当の名称や内容、金額は、各施設によって異なります。

手当には、調整手当・住宅手当・扶養手

当・特殊業務手当等の定期的に支払われる手当や、夜勤手当・宿直手当・超過勤務（残業）手当などの行った時間、回数によって支払われる手当があります。このほかに通勤手当などがありますが、施設によって支払われる手当の内容は異なるため、確認が必要です。

3 賞与（期末勤勉手当）

各施設・団体により支給回数や金額は異なります。平成13年度実績では、おおむね年2～3回、3～4.7ヶ月程度支給された場合が多いようです。

ただし、賞与の有無、支給される時期、査定方法については施設・団体によって異なりますので、確認が必要です。

4 退職金

東京都内外を問わず、民間社会福祉施設には国（社会福祉医療事業団）で保障された退職金制度（社会福祉施設職員退職手当）があります。更に、任意加入の制度として東京都社会福祉協議会で実施している退職金制度や中小企業退職金共済制度や各法人の独自制度などがあります。

3. 福利厚生

Q. 福利厚生制度にはどのようなものがありますか？

1 社会保険

原則として、厚生年金・雇用保険・労災保険・政府管掌健康保険が適用されます。

2 福利厚生

全国社会福祉施設等職員の福利厚生を目的とした、社会福祉福利厚生センター「ソウェルクラブ」があります。これに加入している場合は、成人病検診の助成や電話での相談、保養施設や提携ホテルの利用、国内・海外旅行の割引、会員の職場内クラブやサークルへの助成、特別提携住宅ローンの利用などができます。

このほか、施設によって、互助会組織をつくっているところ、各区市町村の中小企業向け共済会に加入しているところなどもあります。

3 職員寮

東京の福祉施設では、特に交通不便な施設や、児童養護施設・障害者施設の一部に限られ、逆にそれ以外の種別施設は、職員寮は持たないところがほとんどです。

7. 知っておきたい福祉施設の運営のしくみ

社会福祉施設も下記にみられるように様々な設置・運営形態があります。種別によってはそれぞれ傾向が異なりますが、①の形態はいわば行政が直接福祉サービスを提供する形で、児童館や保育所、母子生活支援施設、肢体不自由児施設等の種別に多く見られます。その他の施設種別では②や③の形態が多く、社会福祉法人を中心とした民間法人が施設を運営しています。③の施設の中には戦前・戦後から長く福祉事業を取り込んできた法人があり、先駆的な取り組みを行ってきたところもあります。

1. 福祉施設の運営形態

Q. 福祉施設の運営形態で公設民営とありますが、どのようなものですか？

設置・運営形態から見た社会福祉施設の類型
法律に基づいた社会福祉施設

NO.	形態	設置	経営主体
①	公設公営型	国、都道府県 又は区市町村	国、都道府県 又は区市町村
②	公設民営型	国、都道府県 又は区市町村	社会福祉法人等
③	民設民営型	社会福祉法人等	社会福祉法人等

市民の主体的な取り組み

④	民設民営型	任意団体 (例；当事者、家族会等)	任意団体 (例；当事者家族会等)
---	-------	----------------------	---------------------

※④は市民の自由で主体的な取り組みとして、設置されているものですが、各種福祉法による要件（施設整備条件や人員）を満たしていないために、法律によらない運営形態となっていて、行政からの補助金その他、自主財源を確保しながら運営されている場合が多いようです。代表的

なものとして、心身障害者（児）の当事者や家族会が運営する協同作業所が挙げられます。

2. 法内施設と法外施設（無許可施設）

Q. 法内施設・法外施設という区分は何によるものですか？

法律に根拠のある施設を「法内施設」と呼び、根拠のない施設を「法外施設」または「無許可施設」と呼んでいます。法外施設には地域の障害者のための小規模作業所や無許可保育所、区市町村の条例により設置された施設などがあります。

福祉人材センターでは、原則的にこの法外施設への紹介・あっせんは行っておりません。

8. 福祉職場の職員募集

1. 福祉施設が職員募集をするとき

Q. 募集時期が多いのはいつですか？

民間の社会福祉施設は、一般企業のような〔定期採用〕がほとんどありません。これは、職員の定員が国や都道府県の基準で定められていることが多く、またそれぞれの施設の職員募集総数がそれほど多くないからです。

一般的には①現在在籍している職員が退職する、②職員の増員（事業拡張・新規開設）がある、のいずれかの理由が生じて（あるいは見越して）初めて職員募集が行われます。年度途中で欠員が生じた場合には、その時点で募集し、即時採用とする場合が多いです。ですから、中途転職者は年間を通じて就職活動ができますが、新規学卒者の場合は、3月末で欠員が生じることが確認（予想）されなければ募集がありませんので、一般企業への就職活動と比べて就職が決まる時期は遅くなりがちです。

「4月採用」の求人が多い時期としては、新設や増員施設は6～9月頃、欠員補充の場合は12月以降になります。なお、4月採用は新卒の学生や転職者が多数応募しますので、倍率が高くなりがちです。

2. 職員募集の状況

Q. 職種によって募集の多い・少ないはありますか？

福祉の仕事は、景気の影響で仕事が減ったりすることはありますが、福祉の仕事を辞める人は減ってきている状況です。一方、就職を希望する人は増えていますので就職は簡単ではないといえるでしょう。

特に、児童養護施設や障害児施設のような児童福祉施設は、もともと施設数も少ないため、求人もたいへん少ない状況です。一方、看護婦（士）・理学療法士・作業療法士・介護支援専門員は不足しているので、それらの有資格者については比較的就職しやすい状況といえます。

3. 職員募集の方法

Q. どんな方法で職員募集が行われるのですか？

施設では募集をすることが決まると、できるだけ早く採用したいために、いろいろな方法で募集情報を周知します。福祉人材センター以外では公共職業安定所、新聞広告（紙面の中の求人広告や折り込み広告）、その他の施設所在地の区市町村広報誌などを中心に広報します。

パート職員・非常勤職員の募集では、周辺地域に絞って周知されることも多いようです。

また、新規学卒者の採用の場合は、学校への周知が加わります。

この他にも実習生やボランティア、縁故や知人関係から採用される場合もあります。

4. 年齢条件

Q. 福祉施設の職員募集の年齢条件はどのようなになっていますか？

社会福祉施設全体での統一された年齢制限はありませんが、各々の求人については、一概にはいえませんが、施設の種類や雇用形態によって多少傾向は異なります。

児童福祉施設や社会福祉協議会の正規職員の募集の場合、概して年齢条件が非常に厳しく、30歳以上で応募できるものは非常に少ない状況です。多くの施設の定年が60歳であることもあって、正規職員の場合、いずれの分野でも35歳を越えると応募できる求人は少なくなります。

5. 応募の状況

Q. 求人倍率はどのくらいにですか？

新規開設施設のように10人以上の職員募集の場合には、1～2名採用の欠員補充（退職者分のみ補充採用する等）に比べ、採用されやすい印象を受けがちです。しかし、これまでの福祉人材センターの取り扱いでみる限りでは、多人数募集の場合は、応募受付期間も長く、また福祉人材センターの他にも学校・区市報など大規模に周知をしますので、倍率も高くなります。

一方、欠員補充の場合は、希望者があり次第、順次面接を行い、採用者が決まれば募集終了とする方法がほとんどなので、応募に際しては早めの対応が必要です。

いずれにしても、就職を希望される方は、募集人数や選考方法にとらわれずに、きちんと準備をし、応募することをお勧めします。

6. 職員採用の状況

Q. 福祉施設の職員採用の状況はどのようなになっていますか？

福祉人材センターでは、都内の民間社会福祉施設を対象に、福祉施設の正規職員の採用調査を行っています。それによると、調査回答があった施設（回収数858施設、回収率42.5%）での平成11年度の都内の民間社会福祉施設での職

員採用数は4,900名ほど（常勤・非常勤を含む）です。

(1) 職員採用の傾向

福祉施設では、正規職員の採用に占める新卒者の割合は4割弱で、既卒者の採用が半数以上となっています。新卒採用者のうち、8割弱は福祉系学科（社会福祉、介護福祉、保育等の社会福祉に関する専門学校教育を行う学校や学科）の卒業者が占めていますが、既卒者の場合、福祉系学科卒は4割弱程度です。

採用者数に占める正規職員と正規以外の職員の割合をみると、平成10年度は正規職員が6割強あったのに対して、平成11年度は正規職員が5割半となっています。ここ数年、正規職員の採用が減り、正規以外の職員の採用が増えている傾向が見られます。

(2) 非常勤・パートなどの職員採用

非常勤・パート・アルバイトなどの職員の求人は多くなっています。「週2～3日」「1日3～4時間」といった勤務日数や時間数が少ないものから、勤務時間上は常勤職員に準じたものまでさまざまです。

勤務日や勤務時間が自由に選べる利点もありますが、雇用期間が限定されていたり、社会保険の加入がない場合もあるなど条件を十分に確認することが必要です。

また交通費が支給されないものもあります。

7. 応募先を決めるには

Q. 応募先を決めるのに、どういう点に注意したらよいですか？

介護職員や指導員の仕事は交代勤務（とくに早出）により交通機関の制約を受ける場合が多くあります。施設側でも無理が生じないように近隣に住んでいる方を希望する場合は、転居の可否についても考えておき、面接時に施設に伝えるようにしましょう。

8. 社会福祉事業団

Q. 社会福祉事業団に就職したいのですが、募集状況はどうなっていますか？

社会福祉事業団も、一般の社会福祉法人と違いはありません。就職活動の上では、社会福祉事業団の施設だから選ぶのではなく、その施設の実況の状況を調べ、決めていくことが望ましいでしょう。

法人本部事務所の事務職が募集されることはほとんどなく、それぞれの事業団が運営している施設の現場職員の募集が一般的です。また、

複数の施設を運営している場合が多いので、配属は採用後、法人が決定します。

事業団の選考は、第一次試験として公務員採用試験に準じた内容の一般教養等の筆記試験が行われることが多くなります。

また、「社会福祉事業団」は各自治体（区・市）が設置した社会福祉法人ですが、職員の身分は公務員ではなく、社会福祉法人職員です。給与などでは、その区・市の公務員に準じていますが、雇用条件を相対的にみると一般の社会福祉法人との違いはほとんどありません。



9. 社会福祉協議会

Q. 社会福祉協議会に就職したいのですが、募集状況はどうでしょうか？

社会福祉協議会（以下「社協」）は、社会福祉法に基づいて設置されている地域福祉事業をすすめる民間団体で、住民側に立った福祉活動を専門的な立場から総合的に支援します。

全国社協のほか、都道府県・指定都市、区市町村ごとに設置されており、それぞれの法人格を持った独立した団体です。

社協の業務は、全国、都道府県・指定都市、区市町村と扱う区域によって目的や内容が異なります。

また、区市町村社協の場合、老人デイサービスセンター・障害者の通所訓練施設や作業所・福祉センターなどの施設の運営を行っているところもあります。

職員募集の際には、事務局部分と事業所部分で分けて募集する場合と、一括で募集し採用後配属先が決まる場合があります。

10. その他の福祉関係団体

Q. 福祉関係団体の求人募集はありますか？

福祉関係の団体には、ボランティア団体、当事者団体等さまざまなものがあります。

規模は概して小さいところが多く、常勤職員が配置されていない団体もあります。したがって、採用も毎年行われるわけではありません。

採用をする場合でも、職員募集を大規模にするところは少なく、福祉関係学部が配置されている大学の就職課や関連団体への情報提供等だけで募集しているところが多いようです。全体としての募集数も少ない状況です。

事業内容も団体によって大きく異なりますので、よく調べて応募することが大切です。



9. 就職活動にあたって（就職活動実践篇）

1. 就職活動に必要な提出書類

Q. 就職活動する際に、どのような書類の提出が必要になりますか？

就職活動には、求人先に提出する書類が必要です。まず、あらかじめ用意しておきたい書類には次のようなものがあります。

履歴書、成績証明書、卒業（見込）証明書、各種資格、免許証明書、健康診断書 など

なお、交付までの時間や交付時期を考慮して、必要量を早めに用意しておいてください。

2. 電話のかけ方

Q. 求人施設に電話で問い合わせや応募申込みをする際に、どんなことに気をつけておくとういいますか？

電話による募集内容等の問い合わせや応募申込みをするということは、求人側との最初の出会いでもあります。

電話をする際には、常識的な時間帯にかけようとし、始業すぐ、就業間際、昼休みなど、担当者とゆっくり話ができないような時間帯はできるだけ避けるようにしましょう。また、落ち着いて話ができ、話がよく聞きとれる場所から電話するようにします。携帯電話で連絡をとることは避けたほうがよいでしょう。

相手側の担当者の名前や部署は事前に確認した上で、話をするときはまず相手に自分の名前を名乗り、主旨を伝えます。

質問や確認したいことがあるときは、事前に整理しておき、簡潔に話すよう心がけます。メモをとる準備をしておくとういいます。なお、応募条件や仕事内容以外の労働条件については、電話での問い合わせは最小限にすることが望ましいと思われます。

また、敬語や丁寧な言葉遣いで、相手への印象もかわってきますので、細かなところにも気を配りたいものです。

3. 職務経歴書

Q. 求人側から職務経歴書の提出を求められました。職務経歴書とはどのようなものですか？また、どのように書けばよいですか？

最近では、履歴書だけではなく、職務経歴書の提出も求められることが増えてきました。履歴書だけでは勤務先名は分かっても、具体的に

どんな業務に従事したことがあるのか、どんなことができるのか分かりません。職務経歴書とは、勤務してきたところで、どのような職務に従事していたかを記入するものです。自分のできること、得意なことを相手側にアピールすることもできます。

特に決まった様式はありませんので、履歴書では書ききれなかった自分の経験やアピールしたいことを自由に書いてください。職務経歴書が入った履歴書なども市販されていますし、レポート用紙に箇条書きで作成することでも構いません。

4. 面接時に持参する書類

Q. 面接の際に何を持っていけばよいですか？

求人票に初回提出書類として記載されているものを用意して持参してください。求人広告等に提出書類の記載がなければ、電話で応募申込みをするときに確認します。基本的には、履歴書や資格証明書（またはその写）などが一般的です。人材センターで紹介を受けた場合には、センターの「紹介状」も持参します。但し、面接前に事前に提出書類を送付している場合には不要です。交通費の支給がある場合には、印鑑が必要になります。

この他に、面接場所までの地図や相手先の連絡電話番号・担当者名を記載したもの、筆記用具、メモ用紙も準備しておいたほうがよいでしょう。

<各種書類について>

履歴書

就職したい職場が決まったら、その意志を職場サイドに伝える媒介となるのが「履歴書」。採用への第一関門となる履歴書の記入には、注意を払うことが必要です。誤字・脱字、汚れないようにしましょう。たかが履歴書と甘く考えないで、面接以外の就職活動を大きく左右するものという認識のもと、自分の魅力を存分にアピールする内容の履歴書を作成してください。

まず、氏名や住所などの前半部では、基本的なルールを守りましょう。学歴以外の欄は、自己PRができるスペースです。市販の履歴書の見本を丸写しにしたり、一般論や抽象的な言葉は避けて、自分のことばで簡潔に書くことが大切です。履歴書こそ自己PRの第一歩と考えてこのチャンスを生かしてください。

応募書類には、自分についての情報を要領よくできるだけ多く盛り込むようにしましょう。

人事担当者は、尾応募者についてできる限り多くの情報をつかみ、どういう人物かを判断しようとしています。だから、資格欄や本人記入欄なども空欄にせず、PRできるものは記載し、自分をアピールする材料にしましょう。

1 用紙と筆記用具

特に指定がなければ、市販の履歴書用紙を使い、筆記用具は黒の万年筆かボールペンで書きましょう。市販の履歴書用紙は色々な形式のものががありますので、もっとも自分をアピールしやすいものを選びましょう。コピーは不可です。

2 書体と表記

楷書で丁寧に書きましょう。略字や崩し字はさけましょう。市販の表記は統一し、「学校入学」と書いたら「学校卒業」、「学校に入学」なら「学校を卒業」としましょう。

3 日付

日付は作成した日ではなく、直接持参する場合はその当日、郵送するときにはポストにいれる年月日を記入しましょう。古い日付を修正液で修正することは避けましょう。

4 住所・連絡先

都道府県からアパート・マンションの部屋番号まで省略せずに正確に記入します。電話番号は基本的には自宅の番号を記入しますが、不在がちの方は実家や携帯電話の番号を併記するようにします。自宅以外の番号を記入する場合は、どこの番号かわかるように明確にするようにして下さい。電話番号は、市外局番から、郵便番号も忘れずに記入しましょう。

5 フリガナとふりがな

「フリガナ」とあればカタカナで、「ふりがな」とあればひらがなで記入しましょう。

6 印鑑

捺印は忘れがちです。曲がる、欠ける、汚れるなどの捺印は避けましょう。用紙の下に一枚紙を敷くと、きれいに捺印できます。最近は、シャチハタ等のゴム印を不可とする所もあるのでよく確かめてください。

7 写真

写真の印象も大切なのでスナップの切り抜きやスピード写真の使用は避けましょう。

3ヶ月以内のもので、上半身、正面向きの顔写真を使用しましょう。

8 学歴

小・中学校は卒業年次のみ、高校や専門学校、短大、大学は入学・卒業年度、学部、学科名までを記入しましょう。

9 職歴

学歴の項目から一行あける。入退社をすべて記入しましょう。アルバイトも長期にわたった場合は職歴になります。(株)と書かずに株式会社・(福)と書かずに社会福祉法人と記入しましょう。

10 免許・資格

業務に直接関係ないものでも、積極的に記入しましょう。

11 趣味・特技

多少でも興味があり続けているものがあれば遠慮なく記入しましょう。職歴のなかで得意な仕事、OA機器の経験など、仕事上の技術や技能も整理して記入するとよいでしょう。

12 志望動機欄

志望動機欄は小さなスペースですが、ここに書かれてあることは大いに注目されます。面接で質問される場合もありますので、きちんと整理しておく必要があります。より具体性のある表現で、例えば自分は仕事に対してこんな考えや経験を持っていて、将来こういう仕事をしてみたいなど説得力のある工夫をしましょう。

13 本人希望欄

職種、勤務地など希望があれば理由も添えて意思表示しましょう。

14 封筒

履歴書用の用紙とセットになった白無地の封筒を使用しましょう。郵送の場合は「履歴書在中」と朱書き(赤インクを使う)しましょう。

書き終わったら、誤字、脱字などがいないか再度点検してから提出しましょう。

成績証明書

学生時代の長期的な勤勉さを見るのに使われる書類です。

卒業(見込)証明書

新規学卒者は、学校で発行される卒業(見込)証明書を求められます。既卒者は、卒業証書のコピーで提出する場合がありますが、なるべく

学校で発行した卒業証明書を提出しましょう。

健康診断書

仕事をする上で、身体上注意すべき点があるかないかを見るためのものです。福祉の仕事は体力が必要ですので健康状態には特に注意してください。〇ヶ月以内のものと指定がある場合は、特に注意しましょう。

各種資格・免許証明書

資格取得を確認するために求められます。



10. 福祉職場の選考方法

福祉施設での仕事は、対人関係の比重が非常に大きな職場といえます。資格や学歴・職歴・居住地なども大きな条件になりますが、最終的には人物・適性の評価が大きなウェイトを占めています。選考方法についてもその点を反映し、「面接重視」の傾向にあります。

まず試験の方法としては、「面接」がほぼ100%行われ、続いて「論文・作文」が約半数。最近では、筆記試験や適性検査を行うところも増えてきています。

1. 面接

予約をした期日に履歴書を持参して面接に臨む場合もありますが、最近ではあらかじめ履歴書等の応募書類を送付しておき、指定の期日に施設を訪れて面接する割合が増えています。また、一次試験で筆記や作文による選考を行い、二次試験として面接が行われる場合もあります。

面接では、志望動機や略歴などの質問に、雇用側からの施設や職務内容の説明も交えたものが多いようです。また、面接は口頭試験を兼ねているというくらいの心構えは持っておいてください。福祉系の専門課程を学んだ人には志望した分野の知識も問われることでしょう。一般の人の場合にも福祉分野の基礎的な事項や時事問題など質問が出ることもあるようです。

また、この面接の場は皆さんの側からその施設を「選ぶ」ための場として臨んでください。求人票その他の資料からは得られない情報をくみ取る貴重な機会として、聞いておきたいことは遠慮なく質問してください。

「約束時間を守る」、「礼儀正しい言葉使い」、「好感の持てる服装」など就職活動のための対応のマナーについては他の業界と変わりはありませんので、常識的な対応をしたいものです。

2. 筆記試験

新たに施設を開設するなどの新規事業を始めるため、多くの職員を採用する場合や、法人で一括採用するときなどは、応募者がとても多いため、一次試験で筆記試験を実施するところが増えてきました。

内容は、福祉の専門知識というよりは、選択式の一般教養問題が多いようです。ふだん経験したことがないと手間取ってしまいますので、例えば書店で販売されている公務員試験の問題

集（初級・Ⅲ級程度）などで準備しておくといでしょう。

余裕のある方は、書籍などで福祉の基礎知識を習得しておくことをお勧めします。

3. 作文・小論文

面接試験の日に、その場でテーマを与えられて作文試験を実施する場合や、あらかじめ定められているテーマに沿って自宅で書いて応募書類と一緒に送付したり、面接時に持参したりする場合があります。

作文のテーマは福祉関連のテーマの場合や志望の動機などの一般的なテーマなどさまざまです。

面接に備える意味でも、自己PRや福祉分野に就職しようと思った動機、今後への抱負、福祉の状況について自分の体験などをとおして自分の考えなどをまとめておき、800～1,200字で実際に書いてみるのも効率的でしょう。

4. 体力測定

選考方法に体力測定を設けている施設はあまり多くありません。主に介護職として働く場合は、現場の業務に耐えうる最低限の体力が求められますので、採用にあたって参考程度に実施されることがあるようです。内容は、握力や背筋力の測定など学校の体力測定のような内容が多く、特に記録数値について目安が決められているわけではないようです。

5. 実習

「実習」を選考方法に取り入れている施設もあります。日数は、施設により異なりますが、たいてい1～2日、長い場合は1週間という所もあります。その間は基本的に日当が支給されます。

実習の目的は、実際に施設業務に携わること、受験者本人には意思の確認を、施設側では適性をみることにあります。また、即戦力になる人材を求めている施設では、実際に支援なく業務にあたれるかどうかの力量が問われることになります。

11. これだけは守ってほしい就職活動マナー

1. こんなことは避けたいマナー

Q. 応募する際に気をつけた方がよいことにはどんなことがありますか。

求人票や資料ではわからないことを知るためにも積極的に応募してください。希望に合わなければ、応募者からも辞退できます。ただし、応募に際して、次のようなことは避けるようにしてください。

〔約束した面接日に無断で欠席しない〕

約束を守ることは社会人として最低限のルールです。たとえ応募を辞めるからといって無断キャンセルは禁物です。

また、やむを得ない事情で面接を受けることができなくなった場合も、速やかに応募辞退の連絡をすることが必要です。

〔仕事の内容や労働条件を理解せずに応募しない〕

求人票で雇用条件を確認せずに「家から近いから」とか「資格不問だから」という理由だけで応募したり、失業中だから「とにかく明日からでも働ける職場が欲しい」と自分の生活中心で選ぶ人がいます。

志望動機のあいまいさや、事前の研究のおろそかなことは、面接の時にすぐにわかってしまいますので、求人先については充分研究してから応募することが大切です。

2. 福祉職場の転職

Q. 福祉職場間での転職は可能ですか。

福祉施設や福祉関係の団体は、それぞれ独立した法人により運営されています（一法人で複数の施設を経営している法人もあります）。一般企業で言えば、別の会社に転職することと同じですので、あまり短期での度重なる転職は勧められません。何らかの事情により転職する際には、利用者への配慮など円滑に移れるような配慮が必要です。

3. 面接時の注意事項

Q. 面接を受ける際にどのようなことに注意すればよいですか？

（1）面接前

・時間厳守

大切な面接に遅刻するようでは、時間にルーズと思われるかもしれません。絶対に約束の時間に遅刻しないことは、社会的基本マナーです。交通機関などの故障などでや

むをえず遅れそうなときは、必ず電話を入れるようにしましょう。

・決め手は第一印象

第一印象はやはり重要で、人の印象を左右するものです。面接の際の服装は特に決まった形式はありませんが、スーツが基本でしょう。特別新しいものをそろえる必要はありませんが、清潔感のある服装を心がけましょう。

（2）面接時

面接では自分の長所を相手に伝えることが大切ですが、自分に関することは抽象的になりがちです。具体的に話すことを心がけてください。その際、“何”だけでなく“なぜ”や“いかに”を念頭に置いて話すことが重要です。また、志望理由は必ず質問されますが、なぜその職場に就職したいのか、ということと意思と意欲を伝えることがポイントです。自己分析と職場研究をベースに「自分は就職して何をやりたいのか」まで踏み込んで話しましょう。やってみたい仕事は、できる限り具体的に伝えることが必要です。曾於のためには事前の職場研究が重要になりますが、やってみないと面白さがわからない仕事もあり、面接の際には面接者の話を謙虚に聞く姿勢も必要です。

・面接時の態度

面接中はあらゆることが注目され、審査の基準になります。言葉遣いはもちろん、姿勢、立ちふるまい、挨拶はきちんとできているか、応答が明快であるかなども見られます。

これらのことは急にできる行動ではありませんので、その時だけでなく日頃から身につけておくことが大切です。

・入退時のマナー

面接中は会場に入る前から始っています。部屋への出入りの仕方もマナーが試されます。入室時には、軽くドアをノックし（ノックは2回が普通）、「どうぞ」の声がかかってから開けます。入ったらドアに向き直って閉めて、その場で一礼します。いすの脇に歩み寄ったら、「よろしく願います」と一礼し、「どうぞ」とすすめられてから椅子に腰を下ろします。

退出時には、椅子の脇に立って「どうもありがとうございました」と一礼し、ドアのところで再び一礼して退出します。その時注意することとして、部屋を出たからといって気を抜かないようにしましょう。

4. 選考結果の通知

Q. 面接試験を受けましたが、選考結果の連絡がきません。どのくらいの期間まで連絡を待てばよいですか？

面接等の選考結果については、その場で決まる場合（即決）や、後日郵便や電話で連絡がくる場合があります。求人票には結果連絡がくるおおよその期限が出ていますので、それを目安にしてください。もし、期限がはっきりしないときには、「選考結果は何日くらいかかりますか」と求人側に確認した方がよいでしょう。

その求人に複数の人が応募している場合、選考結果に時間がかかる場合がありますが、予定の期日を過ぎても連絡がない場合は、自分から問い合わせてもかまいません。（センター等で紹介を受けた場合は、窓口の職員に頼んで確認して貰うことも可能です。）

選考結果の連絡が来るまでに、働くのか、辞退するのかよく考えて、採用の通知がきたらできるだけ早く返事をするようにしましょう。就職先を決めた場合、選考（応募申込み）をしている施設には辞退の申し出を速やかにします。

働くことに決めたら、細かい労働条件などについて、施設側と話し合い、雇入通知書等の交付を受けるようにしましょう。あいまいなままにしておくと、後でトラブルの原因になることがあります。

5. 内定後の辞退

Q. 応募先から内定通知書をもらいましたが、辞退したいと思いますが。

内定後の急な辞退も施設側では困ります。複数の事業所に応募している場合、内定への意思表示はできるだけ早くするよう心掛けてください。

通勤経路や所要時間の確認なども応募前にしておいて下さい。

また、内定後に家族の反対を受け、採用を辞退する場合があります。同居家族のいる人は事前に相談をしておいてください。

12. 知っておきたい労働関係基礎知識

労働する場合には、正規やパートタイムといった雇用形態にかかわらず、労働者は労働法の適用を受けます。

労働基準法などの法令で、労働者が知っておいたほうがものについていかのとおりとまとめました。

1. 労働規約

使用者（採用側）と労働者（採用される側）の間の賃金や労働時間などの労働条件の取り決めを「労働規約」といいます。

採用が決まったら、働き始める前に使用者と労働者の間で「労働契約」を結びます。

労働基準法では、次にあげる労働者の明示は書面によることとされていますので、就職が決まったら使用者から労働条件通知書（雇入通知書）、あるいはそれに準ずるものを交付してもらいましょう。（ただし、就業規則等を交付して、労働条件が明らかになっている場合は、使用者は同通知書の交付をしなくてもよいとされています。）

- 1 労働契約の期間
- 2 就業の場所、従事すべき業務
- 3 始業・終業時刻、休日、休憩、就業時転換（交替制勤務のローテーション等）
- 4 賃金の決定、計算と支払いの方法、賃金の締切りと支払いの時期
- 5 退職

パートタイム労働者などの労働契約については口頭によるものが多いようですが、勤務してからのトラブルの発生を防ぐためにも労働条件の確認は大切です。

2. 年次有給休暇

定められた休日以外に労働者の希望する日に有給で休めるのが有給休暇です。

年次有給休暇は6ヶ月間継続して勤務し、所定労働日の8割以上出勤した場合は、労働基準法の定めるところにより、年次有給休暇が付与されます。（所定労働時間が週30時間以上または所定労働日数が年間217日以上の場合には、6ヵ月後に10日の年次休暇が付与されます。）さらに雇用期間が継続した場合は、6ヶ月を越えて勤務した1年ごとに、新たな年次有給休暇が付与されます。

所定労働時間や所定労働日数の少ないパートタイマー等の短期間労働者に対しては、通常の労働者（正規職員・正社員）とのバランスをとるため、「比例付与」の方法で付与日数が別途定められています。また、1回の雇用有効期間は短くても、雇用契約を更新して引き続き6ヶ月以上継続している場合には、同様に付与されます。

3. 労働保険・社会保険

労働保険とは、労災保険と雇用保険の総称で、社会保険は、健康保険と厚生年金保険の総称です。

1 労災保険

仕事でケガをしたり、病気になったりした場合には、業務上の災害として取り扱われ、

2 雇用保険

雇用保険には、労働者が失業し、働く意思と能力があるにもかかわらず再就職ができない場合に、必要な給付を一定期間行って生活の安定とスムーズな再就職を図ることを目的としています（以前は失業保険と呼ばれていたものです）。

雇用保険の被保険者に該当する労働者については、雇用保険法の定めるところにより適用手続きを取れば該当します。

1週間の所定労働時間が30時間以上あれば、雇用形態に関係なく、一般被保険者となります。

また、30時間未満であっても、①1週間の所定労働時間が20時間以上であること、②1年以上引き続き雇用されることが見込まれることといった要件を満たす場合には、短時間労働被保険者となります。

一般被保険者の所定給付日数は離職理由によって異なります。

3 社会保険（健康保険・厚生年金保険）

健康保険や厚生年金保険は、病気、死亡などの事故や老後の生活に備えた保険制度で、その保険料は労使折半で負担します。

パートタイム労働者の場合、社会保険の適用要件は1日または1週間の所定労働時間及び1ヶ月の所定労働日数が、その事業所において同種業務に従事する通常の労働者（正規職員）のおおむね4分の3以上であれば加入の対象となります（但し、2ヶ月以内の雇用は除きます）。

4. 最低賃金

正規やパートなどの雇用形態にかかわらず、また、性、国籍、及び年齢の区別なく、すべての労働者に最低賃金法が適用されます。最低賃金額は名年改定されています。

5. 賞与・退職金

賞与（ボーナス）や退職金は賃金とは異なり、支給しなければならないといった法的な義務付けはありません。正規職員に限らず、パートタイム労働者であっても、就業規則や賃金・退職金制度に賞与や退職金を支給する旨の規定がある場合、採用時または採用後に支払いの旨の約束や契約書がある場合には、支給されることとなります。

6. 退職・解雇

採用された場合に、どのくらいの期間働くか、つまりは雇用期間についての契約時（使用者と労働契約を締結するとき）に決めます。雇用期間を定めない場合と定める場合の2つの方法があります。

1 雇用期間を定めない場合の契約

正規職員や正社員などが該当します。採用日（雇われる日）だけきめて、終了日は定めない方法で、通常は定年まで働くという契約です。

本人が希望して退職する、労使双方が話し合いのうえ合意して契約を解除する（合意解除）以外は、基本的に雇用は継続します。

使用者と労働者の話し合いではなく、使用者の一方的処置でやめる場合が解雇です。解雇にあたっては法律的に幾つかの制約があり、解雇が成立するためには、合理的な解雇理由が必要です。また、合理的な理由があっても、30日以上前に解雇予告をする必要があります。「本日でやめてもらう」などの即日解雇の場合には、30日分の平均賃金（解雇予告手当）が必要となります。

また、自分から辞めたい場合に、急な退職は使用者側も困りますので、事前に退職する意思を伝えることが必要です。就業規則などに規定がなければ、原則として退職日の2週間前に申し出れば、退職することができます。

2 雇用期間を定めている場合の契約

3ヶ月、6ヶ月というような雇用期間を定めている場合には、その期限までしか雇用は保障されず、契約を更新されなければ契約は終了します。

しかし、契約期間を延長して勤務したり、契約を繰返し更新し、実質的に「期間の定めのない労働契約」と認められる

場合には、①の場合と同様に合理的な解雇理由と30日以上解雇予告期間（又は解雇予告手当）が必要となります。

雇用期間の定めがあって契約の更新をしていなければ、雇用期間の最終日をもって契約が切れるため、その場合解雇とはなりません。

7. その他

上記のほか、すべての事業所において育児・介護休業制度が義務付けられています。また、育児や介護を行う労働者の深夜業を制限する制度も新設されています。さらにはパートタイム労働法と指針が示されています。

13. 求人情報の入手方法

1. ぜひ「求人票」を見て就職活動を

職場を選ぶために知っておきたい条件はたくさんあります。センターでご覧になれる求人票には60近い項目の求人施設に関する条件が記載されています。また、施設紹介のパンフレットや参考図書などからも情報収集ができますので、ぜひセンターに来所されて、求人内容に目を通すことをお勧め致します。

2. ホームページ

中央福祉人材センターの開設する「福祉の仕事・職種・資格・ホームページ」で全国の福祉人材センターの取り扱っている求人や、福祉の仕事に関する情報を見ることができます。（データの更新は毎週金曜日です）

但し、東京都福祉人材センターでは、ホームページに掲載された求人に関するお問い合わせへの対応は求職登録者に限らせて頂いております。

<http://www.shakyo.or.jp/hot/>

3. 求人情報誌の活用

東京都福祉求人センターでは「求人情報ダイジェスト」を毎月下旬に発行しています。

たとえば

○遠方なのでセンターに行く前に状況を知りたい

○募集の傾向を知りたい

○どんな求人があるのかわからない

など、福祉人材センターへの来所と併せてご利用いただく活用の仕方をお勧めしています。

求職登録をされている方には、登録有効期間内は郵送します。

掲載求人はすべて「職業紹介」のためにセンターで受けつけた求人票から作成しています。したがって、求人情報誌の発行前にもセンター窓口では紹介をすすめていること、募集×切日と「ダイジェスト」の発行日との関係などから、センター取り扱い求人のすべてが掲載されるわけではありません。また、発行までに若干の時間を要するため、掲載している求人のなかには、編集発行作業の途中で募集が締め切られる場合もありますので、予めご了承ください。

14. 東京福祉人材センター発行の資料の取り寄せ方

東京都福祉人材センターで発行している資料の郵送をご希望の方は、希望の資料名を明記したメモと、返信用の封筒をお送りください。

①「福祉の仕事と資格ガイド」

社会福祉施設の種類・職種の仕事内容や福祉関連資格などについて説明しています。

- ・返信用封筒の大きさ—角形2号（A4版の入る大きさ）
- ・返信用封筒に貼付する切手—240円分
- ・メモ用紙に資料名「福祉の仕事と資格ガイド」と明記してください。

②「福祉の資格取得のための学校リスト」

社会福祉の主な資格を取得するための学校・養成施設（主として首都圏対象）のリストを掲載しています。

- ・返信用封筒の大きさ—角形2号（A4版の入る大きさ）
- ・返信用封筒に貼付する切手—160円分
- ・メモ用紙に資料名「福祉の資格取得のための学校リスト」と明記してください。

※①+②の場合、切手の金額は270円です。

③「求人情報ダイジェスト」

- ・返信用封筒の大きさ—長形3号（120mm×235mm）
- ・返信用封筒に貼付する切手—90円切手

- ・一度に3通までお預かりいたします。（3号分の送付封筒になります。1号分のみ希望される場合は、封筒は1通で結構です。）
- ・メモ用紙に何月号（何月発行分）から送付希望かを書いてください。（例えば4月号は4月下旬に発行します）

☆ 送付先

〒162-0823
東京都新宿区神楽坂河岸1-1
セントラルプラザ5階
東京都福祉人材センター「資料請求」係



15. 情報収集の方法・他機関の紹介

1. 都内の福祉施設名簿の入手方法

東京都福祉局では、都内の全福祉施設の所在地や電話番号を掲載した「社会福祉施設等一覧」や東京都福祉施策の概要を掲載した「社会福祉の手引」を発行しています。この冊子は都庁の「都民情報ルーム」で頒布されています。（郵送も可）

『都民情報ルーム 刊行物販売コーナー』
〒163-8001
東京都新宿区西新宿2-8-1 都庁第一本庁舎3階
Tel 03-5388-2276

福祉施設や社会福祉法人の情報は福祉局のホームページでも確認できます。

<http://www.fukushi.metro.tokyo.jp/houjin/shisetsu.htm>

2. ボランティア活動をしてみたい

ボランティアに関する情報や紹介は各区市町村のボランティアセンター（コーナー）をご利用ください。

詳しくは下記あてにお問い合わせください。

『東京ボランティア・市民活動センター』

開館時間 火～土 9:00 ～ 21:00

日 9:00～17:00

（月・祝・国民の休日・年末年始は休み）

〒162-1171

東京都新宿区神楽坂1-1 セントラルプラザ10階

Tel 03-3235-1171

3. 福祉人材センターの他に福祉の求人を扱っているところは？

公共職業安定所（ハローワーク・都内に18ヶ所）では、すべての産業・職種についての求人を扱っていますが、全体の比率から見ると、福祉の分野はそれほど多くありません。ただし、病院やシルバーサービス企業、小規模作業所など福祉人材センターで扱っていない分野での求人を探す場合はご利用をお勧めします。

(1) 福祉重点ハローワーク

公共職業安定所では、「福祉重点ハローワーク」を各都道府県に1つずつ設置し

ています。東京都では池袋公共職業安定所（ハローワーク池袋）に「ハートフルワークコーナー（福祉・医療関係の相談コーナー）」が設置されています。ただし、本センターと連携していますので、福祉施設に関する求人の多くは重複しています。

『ハローワーク池袋（ハートフルワークコーナー）』

開館時間 8:30～17:00

（土・日・祝日・国民の休日・年末年始は休み）

〒170-0013 東京都豊島区池袋3-5-13

Tel 03-3987-4367

(2) 公共職業安定所一覧

(2) 公共職業安定所一覽				足立	120-8530 足立区千住河原町 5-20	03-3870-8609 (代)	足立区・荒川区
所名	所在地	電話	管轄	墨田	130-8609 墨田区東駒形 4-22-15	03-3625-8609 (代)	墨田区・葛飾区
飯田橋	(本庁舎) 112-8577 文京区後楽1-9-20 飯田橋合同庁舎内1～5階	03-3812-8609 (代)	千代田区・中央区・文京区・島しょ	木場	135-8609 江東区木場 2-13-19	03-3643-8609 (代)	江東区・江戸川区
				八王子	192-0904 八王子市子安町 1-13-1	0426-48-8609 (代)	八王子市・日野市
				立川	190-8509 立川市錦町 1-9-21	042-525-8609 (代)	立川市・国立市・小金井市・昭島市・小平市・東村山市・国分寺市・東大和市・武蔵村山市
上野	110-8609 台東区東上野 4-1-2	03-3847-8609	台東区	三鷹	181-8517 三鷹市下連雀 4-15-18	0422-47-8609 (代)	三鷹市・武蔵野市・西東京市・東久留米市・清瀬市
港	108-0022 港区海岸 3-9-45	03-3452-8609 (代)	港区				
五反田	141-8669 品川区上大崎 3-13-26	03-3449-8609 (代)	品川区・目黒区				
大森	143-0016 大田区大森北 1-32-1 ※ H14 年 4 月移転予定 大田区大森北 4-16-7	03-5493-8609 (代)	大田区				
渋谷	150-0041 渋谷区神南1-3-5	03-3476-8609 (代)	渋谷区・世田谷区				
新宿	(西新宿庁舎) 163-1523 新宿区西新宿 1-6-1 新宿エルタワービル 23F	職業相談 03-5325-9593	新宿区・中野区・杉並区				
池袋	170-8409 豊島区東池袋 3-5-13	03-5390-8609 (代)	豊島区・板橋区・練馬区				
王子	114-0002 北区王子 6-1-17	03-5390-8609 (代)	北区				

府中	183-0045 府中市美好町 1-3-1	042-336-8609 (代)	府中市・ 稲城市・ 多摩市・ 調布市・ 狛江市	立川ワーク プラザ	立川市曙 町 2-7-16 鈴春ビル 5階	J R 立川 駅	平日 10:00 ~ 19:00 土曜 10:00 ~ 17:00
----	-----------------------------	---------------------	-------------------------------------	--------------	-----------------------------------	----------------	--

(3) サービス提供時間延長ハローワーク

実施施設 (愛称)	所在地	最寄 駅等	開庁時間
新宿公共職業 安定所 西新宿庁舎	新宿区西 新宿1-6-1 新宿エ ルタワー ビル23階	J R 新宿 駅	平日 8:30 ~ 19:00 土曜 10:00 ~ 17:00
錦糸町求人情 報プラザ	墨田区江 東橋3-9-7 国宝ビル 6階	J R 錦糸 町駅	平日 10:00 ~ 19:00 土曜 10:00 ~ 17:00
しぶやワーク プラザ	渋谷区道 玄坂 2-29-20 長谷川ス カイライ ンビル6階	J R 渋谷 駅	平日 10:00 ~ 19:00 土曜 10:00 ~ 17:00
池袋ワークプ ラザ	豊島区東 池袋1-12-5 東京信用 金庫本店 7階	J R 池袋 駅	平日 10:00 ~ 19:00 土曜 10:00 ~ 17:00
東京就職サポ ートセンター	千代田区 有楽町2- 10-1 東京交通 会館7階	J R 有楽 町駅	平日 10:00 ~ 19:00 土曜 10:00 ~ 17:00

(4) 東京都高齢者就業相談所

おおむね55歳以上の高齢者を対象として、職種・分野に関係なく就業の相談、就業あっせん及び各種情報の提供などを行っています。

都内には、13ヶ所あります。

(問合せ先)

(財)東京都高齢者事業振興財団

〒102-0072 千代田区飯田橋3-10-3

シニアワーク東京内

TEL 03-5211-2335



4. 全国の福祉人材センター

各県に福祉人材センターがあります。就職を希望する県内の状況を把握した方は、各々の県の人材センターに登録することをおすすめします。

〔県名〕	〔所在地〕	〔電話番号〕
北海道	札幌市	011-272-6662
青森県	青森市	017-777-0012
岩手県	盛岡市	019-637-4522
宮城県	仙台市	022-262-9777
秋田県	秋田市	018-864-2880
山形県	山形市	023-633-7739
福島県	福島市	024-521-5662
茨城県	水戸市	029-244-3727
栃木県	宇都宮市	028-643-5622
群馬県	前橋市	027-255-6600
埼玉県	浦和市	048-833-8033
千葉県	千葉市	043-248-1294
神奈川県	横浜市	045-311-1428
新潟県	新潟市	025-281-5523
富山県	富山市	076-432-6156
石川県	金沢市	076-234-1151
福井県	福井市	0776-21-2294
山梨県	甲府市	055-254-8654
長野県	長野市	026-226-7330
岐阜県	岐阜市	058-276-2510
静岡県	静岡市	054-271-2110
愛知県	名古屋市	052-231-3224
三重県	津市	059-224-1082
滋賀県	草津市	077-567-3925
京都府	京都市	075-252-6297
大阪府	大阪市	06-6762-9020
兵庫県	神戸市	078-271-3881
奈良県	橿原市	0744-29-0160
和歌山県	和歌山市	073-435-5211
鳥取県	鳥取市	0857-21-2273
島根県	松江市	0852-32-5957
岡山県	岡山市	086-233-7004
広島県	広島市	082-256-4848
山口県	山口市	083-922-6200
徳島県	徳島市	088-625-2040
香川県	高松市	087-833-0250
愛媛県	松山市	089-921-5344
高知県	高知市	088-844-3511
福岡県	春日市	092-584-3310
佐賀県	佐賀市	0952-28-3406
長崎県	長崎市	095-846-8656
熊本県	熊本市	096-322-8077
大分県	大分市	097-552-7000

宮崎県
鹿児島県
沖縄県

宮崎市
鹿児島市
那覇市

0985-32-9740
099-258-788
098-867-1547